

令和5年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月8日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和5年9月8日(金) 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和5年9月8日(金) 午後 2時49分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之 川 崎 葉 子 藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 3 号	鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 5 号	令和 5 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 7 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 7 8 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 3 号	令和 4 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

危機管理監	佐々木 紀 演
参事兼危機管理課長	金子 学
(市民生活部)	
市民生活部長	関根 則 男
市民生活部副部長	武田 昌 行
自治振興課長	小野田 直 人
市民課長	加藤 勝 美
国保年金課長	高橋 亮 介
(環境経済部)	
環境経済部長	高坂 清
環境経済部副部長	堀越 延 年
環境経済部副部長	宇野 彰
環境経済部参事兼環境課長	長澤 和 弘
環境課副参事	山崎 忠 義
環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長	小林 弘 樹
商工観光課長	清水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長	福智 秀 一
農業委員会事務局長	板倉 秀 行
吹上支所副支所長兼地域グループリーダー	竹井 豊
吹上支所市民グループリーダー	川又 敦 子
川里支所副支所長	吉田 勝 彦
川里支所地域グループリーダー	生川 由 美

書記	佐伯 幸 子
書記	大谷 直 樹

(開議 午前9時02分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

まず、市民課長より発言訂正の申出が出ておりますので、許可いたします。

(市民課長) おはようございます。

昨日の古山委員からの質問の中で、令和5年度のパスポートの交付の見込みの件数ということでご質問がありました。その中で、件数が1年間で約1,500という話をしたのですけれども、こちら有効期限が10年のものの件数を回答しましたので、パスポートにつきましては5年のものとかもありますので、これらを含めた全体の交付件数ということになりますと、8月末までの実績、現在約1,000件ぐらいありますので、単純計算になりますけれども、2,300件ぐらいになりますので、令和4年度と比べますと2倍以上、2.5倍ぐらいの数字になるかなというのが今のところの見込みになります。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言については、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、質疑はありませんか。

(藤村) おはようございます。では、あらかじめ通告いたしましたものにつきまして質問させていただきます。

まず初めに、24ページ、コウノトリ野生復帰センター入館料について質問させていただきます。収入済額が95万6,200円とありますが、入館料が100円ということですので、年間入館者につきましては956人入られているということが分かります。なおさら、中学生以下につきましては無料ということでもありますので、この収入済額にはカウントされないということになりますと、さらに人数が、入館される人が増えているという

状況がよく分かります。その入館される方が増加するに当たり、コウノトリへのストレスがかかるのかどうなのか、またその収入額は当初予定した額よりどうだったのかなど、この2点を伺いたいと思います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) それでは、お答えいたします。

令和4年1月29日に開館以来、先月8月10日に来館者数5万人を達成し、8月末での来館者数は5万767名と多くの方にコウノトリを御覧いただいておりますが、来館者に対するコウノトリへのストレスに関して、影響は少ないと思われまます。それは、日常のコウノトリの行動に関して、以前よりも観覧席、御覧になっている方の近くのガラス近くに寄ってくる頻度が以前より増えました。なおかつ餌の食採量、過去の実績から夏場は多少落ちる傾向であったのですが、今年度に関しては、夏場も昨年に比べ食採量が増えている状況になっております。天空の里での環境に慣れ、ストレスを心配する行動は見られないということ飼育員のほうからも言われております。

続きまして、収入に関してなのですが、先ほどおっしゃられましたように、当初予算14万7,000円に対しまして決算額95万6,200円の額、超過といたしましては80万9,200円の超過となっております。

以上です。

(藤村) 続きまして、質問させていただきます。

40ページ、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金なのですが、駆除の状況、そして具体的にどのように駆除されているのか、またその被害の状況などがあるのか、この2点を伺います。

(環境課副参事) お答えします。

樹木の所有者または管理者に駆除を依頼しています。市民等から通報があった場合は、樹木の管理者に対し、クビアカツヤカミキリが発生している等の確認、対策や、埼玉県環境科学国際センターへ連絡するよう依頼します。通報により被害樹木の特定や所有者等を確認するため、職員が現地訪問し、その場で成虫を発見した場合は市販の殺虫剤等を使用して捕殺をいたします。

以上です。

（藤村）続きまして、質問させていただきます。

46ページ、コウノトリの里づくり寄附金についてなのですが、この寄附金につきましては、どのような個人、団体から寄附されているのか。また、餌などの現物寄附はあるのか。また、その寄附金につきましては主にどのようなものに使われているのかなど、3点伺いたいと思います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）それでは初めに、寄附金でどのような団体、個人から寄附をされているかに関してですが、令和4年度の寄附金合計額が143万6,391円となります。このうち一般企業や団体からの寄附としては、6団体、48万8,500円、ほか個人に関しては、令和4年度に関してはお一人様でした。こちらが5万円。また、そのほかに寄附金箱をコウノトリ野生復帰センターほか25か所に設置させていただいておりまして、その合計額が20万2,348円。このほかにコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社から69万5,543円の寄附をいただいております。こちらのコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とは、コウノトリの里づくり支援プロジェクトに関する基本協定書を締結しておりまして、寄附金については、販売価格に対して一律の割合で寄附していただくことになっております。その額が令和4年度は先ほど申し上げました69万5,543円となっております。

続きまして、寄附金をどのようなものに使われているのかということですが、寄附金は基金積立金としてコウノトリの里づくり基金へ積み立てられ、次年度以降のコウノトリの里づくり基金繰入金として一般会計へ繰り入れられ、基金目的に合致するコウノトリの里づくり事業や飼育施設管理運営事業などの経費として充てさせていただいております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時11分）



（開議 午前9時11分）

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)失礼いたしました。先ほどのコカ・コーラボトラーズジャパンに関してなのですが、これ売上げは自動販売機の売上げという形になります。

それと、あと一点、すみません、答弁漏れがありまして、1つが餌等の現物支給についてという質問なのですが、こちらに関しましては、加須市にあります県の施設で埼玉県水産研究所から生きたギンブナ10キログラム程度を寄附していただいております。そのギンブナは、生きたまま、コウノトリのファンクラブというのをうちのほうで募集しているのですが、そのファンクラブに入会されている方を対象に、無料でコウノトリの餌やり体験として活用させていただいております。

以上です。

(藤村) 続きまして、質問させていただきます。

52ページ、アライグマ個体分析調査業務委託事業収入につきまして、まず1つ、アライグマの捕獲件数や捕獲場所、その他小動物についての捕獲件数、そしてそのアライグマなどの捕獲のわなは現状数量は足りているのかどうか。また、捕獲するに当たり、かまれるなどのけがを負った市民はいるかどうか。また、個体分析の調査とはなど、4点伺います。

(環境課副参事) お答えします。

令和4年度のアライグマの捕獲頭数は248頭です。その他の小動物として29頭を捕獲しています。捕獲場所につきましては、市内全域となっております。

続きまして、捕獲わなの数量は足りているかでございますが、令和4年度において市民等からの捕獲おりの設置依頼に対応できていますので、足りているものと認識しております。

続きまして、捕獲するに当たり、かまれたりする、けがを負った市民はいますかということでございますが、アライグマ捕獲等従事者として市に登録を行った方が捕獲等の従事をする事となっております。捕獲等で市民の方がけがを負ったという事例は、令和4年度はございません。

続きまして、個体分析調査でございますが、埼玉県では、アライグマの

生息状況等の情報収集のため、埼玉県アライグマ防除計画の対象区域である埼玉県全域の捕獲個数について、市町村とアライグマ個体分析調査業務委託契約を締結し、分析調査を実施しています。捕獲個体に関する情報として、捕獲場所、捕獲日、捕獲の目的、動物の種別、性別等を報告しております。

以上です。

(藤村)アライグマにつきまして再質問させていただきたいと思います。捕獲されたアライグマというのは、捕獲した後というのはどのように処理されるのでしょうか。

(環境課副参事)アライグマでございますが、捕獲おりに捕まったアライグマを市内の動物病院に連れていきます。その場で、注射になりますが、殺処分をして、処分という形を取らせていただいております。

以上です。

(藤村)続きまして、質問させていただきます。

56ページになります。デマンド交通協賛金につきまして、3年度と比較してどうだったか、増減があった場合にはその理由と、協賛金は主にどのようなことに使われているかなど、2点伺います。

(自治振興課長)令和3年度に関しましては136件、86万8,000円となります。令和4年度は124件、84万3,000円となり、12件の減、2万5,000円の減額となります。この協賛金は、共通乗降場となっている施設を対象に、ひなちゃんタクシー及びこうのす乗合タクシーの運行趣旨に賛同していただいて、運行を支援してくださる事業者が1口2,000円として協賛していただいておりますが、増減の理由として、物価の高騰も反映されていると考えています。しかし、その反面、過去と比べてもほぼ変わらず、コロナ禍においてもご協力いただいているのかなと感じております。続いて、どのようなものに使われているかということなのですが、パンフレット作成費用等をはじめ、デマンド交通運行事業の一部に使わせていただいております。

以上です。

(藤村)続きまして、質問させていただきます。

ページが254ページ、ごみ不法投棄防止事業の具体的な事業内容と効果、また4年度に悪質な不法投棄などがあつたかなど、2点伺います。

(環境経済部参事兼環境課長) お答えいたします。

この事業では、ごみ集積所及び資源回収ステーションに出されたルール違反のごみであつたり、ごみゼロ月間及び各自治会などで実施した清掃活動により集めていただいた不法投棄されたごみについて、回収から処分までの支援を実施している事業になります。

また、事業の効果につきましては、市内の不法投棄を抑制し、不法投棄物を処理することで市民の皆様の生活環境の向上に貢献できているものと考えており、引き続き地域の皆様と連携しながら事業を推進してまいります。

また、悪質な不法投棄の状況なのですけれども、主に地域での清掃活動であつたりとか、職員が現地へ出向いて回収等をさせていただいているのが主なものになるのですけれども、その中でどうしても職員で対応し切れないようなものが出たというのが令和4年度につきましては1件ございました。

以上です。

(藤村) ごみの1件ですか、については、具体的にどのような事案なのでしょう。

(環境経済部参事兼環境課長) 水路の隣の道路敷のようところに家の外壁のようなものが大量に出されてしまつて、どうしても職員ではちょっと対応が難しいということで、業者の方に依頼して処理をさせていただいた状況です。

以上です。

(藤村) 廃棄処分につきましても、かなり大きいものでしたら費用がかかりますよね。その費用負担なんかはどうされているのですか。

(環境経済部参事兼環境課長) 通常、市ではもうほとんど処理できない処理困難物がほとんどですので、許可を持っていらっしゃる業者さんのほうに依頼をさせていただいて、適切に処理はさせていただいている状況です。

以上です。

（藤村）何でこんな質問をするかといいますと、やっぱり私も車なんかで走っていますと、かなりごみが、例えば国道17号の中央分離帯なんかを見ると、本当ご丁寧にビニール袋にそのままごみを入れて捨ててあったりとか、私、家が河川敷にありますので、その河川敷に適当にもうコンビニの袋が捨ててあったりとかというので、かなりひどい状況が見受けられるところもありますので、こういう事業というのは今後大切なのかなと思ひまして、今の現状をちょっとお聞きしたかったので、質問させていただきました。

続きまして、質問させていただきます。同じく254ページ、路上喫煙及び空き缶などのポイ捨て防止事業、これの具体的な事業内容と効果について伺いたいと思います。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

この事業につきましては、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例に基づき、本市市民の皆様、事業者の皆様及び土地所有者等が協働して環境美化の促進を図り、快適な生活環境を確保するとともに、安心、安全できれいなまちづくりの促進に資することを目的に実施している事業になります。具体的な内容としましては、市内全域の環境美化促進のための啓発活動を実施するとともに、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅の環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域における路上喫煙やごみのポイ捨て、犬のふんの放置を防止するために巡回業務を実施しています。

効果につきましては、ここ数年における重点区域での吸い殻や紙くずのポイ捨て件数及び違反が見られた場合の注意件数についても減少傾向であることから、効果があるものと考えています。

以上です。

（藤村）続きまして、質問させていただきます。

270ページ、用排水路改修事業、これは具体的にどのような改修で、また未改修の場所はあるのかを伺います。

（環境経済部副部長）それでは、お答えいたします。

当事業における用排水路改修工事のうち主立った改修内容を具体的に申し上げますと、まず屈巢地内におきまして、素掘りの排水路にU字溝を敷設いたしました。この工事延長は120メートルです。改修理由は、現況が素掘りの水路で、断面が不均一であることから、一部のり面が崩壊し、水路機能に支障が見られたためにU字溝の敷設工事を実施したものでございます。

もう一点、具体事例といたしまして、安養寺地内におきまして令和2年度から継続して行っているU字溝の更新工事がございます。これを令和4年度も継続して実施いたしました。改修予定は令和5年度まででございます。全て改修いたしますと事業総延長は441.3メートルの予定でございます。この改修工事につきましては、既にあるU字溝が経年劣化によりまして漏水等が生じているということがございますので、更新による改修ということで実施したところでございます。

続きまして、未改修の場所があるのかというご質問でございますが、農業用排水路の改修工事を行うに当たりまして、未改修の場所があるということは本市としても把握をしております。地域からの要望等をいただきまして、現地確認を行った上で、各年度の予算を確保しまして順次対応させていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

（藤村）何でこんな質問するかといいますと、時々用水路に車が落ちてしまったりとか、はまってしまったりとか、そういうところをちょっとよく見るのです。先月もうちの近くでやっぱりそういう場面を見て、レッカー車を呼んで持ち上げてもらったという、そういうのがありますので、そういう対策とか、なかなか蓋を閉めるとかそういうのは、用水路ですから、難しいと思うのですけれども、そういう対策とかというのは何か考えがあるのでしょうか。

（環境経済部副部長）農政課といたしましては、当然水路がありますので、いろんな危険、例えば子どもが落ちる危険があるとか、いろいろありますけれども、なかなかそういった頻度が低いものについて具体的な対策を取るのが難しいというのが現状です。ただ、例えば今私が申しま

したように、ここの水路が危ないとか、そういった子どもが近づくと危険があるかもしれないという要望等も随時いただきますので、そういう場合には、例えばくいを打って、ここは危険だという色テープを貼ったりとか、そういう対応はしておりますので、道路沿いの全ての水路を何とかするというのはなかなか難しいのですけれども、明らかに危険があるというような要望をいただいた場合には職員が対応しているような状況でございます。

以上でございます。

（藤村）続きまして、質問させていただきます。

276ページ、プレミアム付商品券支援事業について質問させていただきます。この事業は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内の商店街、商店等を支援し、地域の消費需要を創出するため、30%のプレミアム商品券を発行しましたが、その効果について、また事前に申込みはがきにより応募した数と当選した数を伺います。

（商工観光課長）まず、取扱店の効果はありましたかというところで、まず各取扱い店舗の方からは、新型コロナウイルス感染症の中、大変助かったというような感想等を伺っているところです。また、発行額面に近い経済効果が期待できることから、事業としても効果が高いというふうに認識しているところでございます。また、取扱店からは、また実施してほしいとの意見が多いことから、効果は高いものと評価しているところです。実際に取扱店も、令和2年に実施したところ、そのときには477店舗、それから昨年の令和4年度は492店舗という形で、取扱い店舗等についても評価いただいて件数等が増えているというところでございます。

次に、応募店数については、ちょっと今手元に資料がございませんので、調べて後ほどまたご報告させていただきます。

以上です。

（藤村）続きまして、質問させていただきます。

276ページ、にぎわい交流館管理運営事業につきまして、にぎわい交流館にこのすの収支について、1日の平均収入と経費、その経費のうち人件

費はどのくらいだったのか、それと赤字決算の場合の本市及び指定管理者の今年度計画は一体どのような計画になっているのか伺います。

(商工観光課長) お答えします。

まず、収支、経費等というご質問でございますけれども、指定管理制度の考え方としまして、まず指定管理料というのが施設の適正な管理運営を行っていただくためにお渡ししているものでございますので、その中で市として収支ですとか経費という考え方というのがなじまないというのは昨日もちょっとご説明させていただいたところでございます。その上でお答えさせていただきますと、にぎわい交流館にこのすにつきましては、4つの柱となる事業がございます。1つ目が2階にある多目的室ですとか食品加工室の利用料、2つ目が1階で行っております飲食による売上げ、3つ目が地域野菜や名産品などの物販の販売、最後に自主事業として行っている講座等がございます。この4事業の合計から営業日であります346日を割り返しますと、約3万5,000円ぐらいの1日の収入があるということになります。なお、議案説明のときにカフェ1日当たりのというご質問をいただいたので、そのときは約3万弱、2万9,000円強ぐらいのということでお答えさせていただいているところです。うち、人件費につきましては、約2,700万ほどということですので、1日当たり7万8,000円ぐらいの人件費がかかっているというような数字上計算になっております。

以上です。

(藤村) 年間にしますと大体、その収入、そして市役所からの補助金を入れた収入と支出を差し引いた場合、マイナス1,200万ほどあるということなのですけれども、それもその数字がどうなのかというのはあれなのですけれども、普通に考えた場合、年間1,200万円の赤字という言葉はちょっとなじまないとは思うのでしょうかけれども、した場合、指定管理者は継続できるのかどうかというのが正直不安なのです。それが計画上は毎年毎年200万円ぐらい上がっていくという計画なのですけれども、ただそれをやっても、今の状況で200万ずつ上がっていても、やっぱり支出のほうが増えてしまっているというのがよく分かるのかなと思うので

すけれども、そうなった場合、今学校給食なんかでもやめてしまう業者さんもいたりとかもしますので、そういうことがあってしまうとやっぱり心配かなという不安はあるのです。その辺本市としてはどんなような考えを持っているのか。

（商工観光課長）実際に状況等かなり厳しいというところで、実際に我々としましても、昨日もお話しさせていただきましたけれども、毎月モニタリングという形で施設の状況等について報告等いただきながら、お互い知恵ですとか出しながら施設の改善等に努めているところがまず1つございます。

それ以外に、実際にやっぱり施設の周知が足りないというところも含めて、現在SNS、インスタグラムが中心になると思うのですけれども、毎日3件、4件ぐらい実際に上げていただいているところ。それ以外に春日部ですとか桶川なんかに出店等、イベントですね、イベント等に出店する中で施設の周知等に努めていただいているところがございます。それ以外に具体的に実際に支出を、支出というか、ちょっと言葉があれなので、支出という言葉をちょっと使わせていただきますが、人材の適正配置というものを行うことで、実際に施設運営する中でいろんな内容が分かってきましたので、その中で複数の業務を1人の職員が兼務するマルチジョブ化というのを進める中で、実際に人件費の削減等を施設のほうでも行っていただいているところがございます。実際その効果も、報告等によってかなり削減されているというところから、こちらとしても実態としてつかんでいるというところがございます。

以上です。

（藤村）収入、支出の件なのですけれども、普通これは企業経理でした場合、必ず減価償却というものも入ってくるのです。減価償却を入れた場合、あの建物ですから、年間多分かなりの額いくと思うのです。そうなるとやっぱり支出が、その企業経理でやった場合には、やっぱり支出がどんどん増えていってしまうのかなと思うのです。そういう中で、毎月指定管理者との話合いの中で、やっぱり市としても、できましたら問題点、課題を挙げていって改善できればなというふうに思います。そう

しないと私ども不安がやっぱりありますので、いついなくなってしまうのかな、いつ潰れてしまう、潰れてしまうって失礼ですけれども、なくなってしまうのかなという、やっぱりそういう懸念はありますので、その辺はちょっとよく見ておいていただいたほうがありがたいかな……

(何事か声あり)

(藤村) 質問ですね。と思いますので、すみません。ごめんなさい。私の質問は以上……

(何事か声あり)

(藤村) それについては今後どう考えておられるのか、ちょっと質問なのですけれども。

(環境経済部長) では、今のご質問のほうに私のほうからお答えさせていただきます。

藤村委員おっしゃるとおり、民間の商売という考え方からいくと、当然経費がかかって収益がないということでは、赤字が続けば何か月貯金で持ちこたえられるとか、そういう世界だと思えるのですけれども、この指定管理者、3年間、1年約2,000万ぐらいの、約6,000万ぐらいのところ、あの施設で自分たちが運営できるということで手を挙げて選定されたという企業になります。ですから、当然指定管理料で払われている建物とかの維持管理の部分、そここのところは藤村委員が言ったような、いわゆる民間企業で考えると償却とか、そういったものもひっくるめた部分を指定管理料として市としてお支払いしていると。そういったものを受け取りながら、自分たちが、課長が申し上げたとおりに、人件費とか、あとはイベントに出ていってほかの収入源をとということで、もらっている指定管理料の中で何とか、かつそれで企業としても、我々から見ると、それでも利益、請け負った企業として利益があるから出ている、できるという判断を下して出てきたというふうに考えていますので、それでやってみたら駄目だということになると、当然撤退というものもあるというのは正直なところだとは思いますが。それなので、委員さんおっしゃるとおり、また課長が申し上げたとおりに、我々としますと何とか収益を増やす部分、そここのところを話し合いをやりながら上げていって、あの

施設を持ちこたえられるといたしますか、運営していけるように何とかや
っていききたいなというところが現状でございます。

以上です。

（藤村）確かに最初の計画ではプラスになるということの計画だったと
思うのですけれども、それが実際年間1,200万円の赤字になってしまった
ということで、それがずっと3年間続けられるのかというのがあります
し、話合いが毎月されているということなのですけれども、ある程度の
専門家を入れてのそういう話合いのほうは私はよろしいかなと思うので
すけれども、その辺のことについてどのように考えておられますでしょ
うか。

（商工観光課長）今ほど部長お答えしましたとおり、企業の収益云々と
いう話になりますと、やはり指定管理者ご自身がまず考えていただく
ところ。その中で、市として当然あの施設を適正に維持管理していただく
ためにも、いろんな知恵等をそれぞれ情報共有しながら進めているとい
うところですので、なかなか専門家を入れて云々というのは指定管理制
度としてはまずなじまないのかなというのが1つございます。

その中で、ちょっと補足させていただきますと、先ほども言いましたよ
うに、施設の周知ということで市外にも出ていっているところ、それと
今後はこのすのほうで、これから秋口から冬場にかけて施設まつりとい
うのを今計画しているところです。昨年、ちょっと内容は違うのですけ
れども、同じように開催したところ、かなりのお客さんが来られたとい
う手応えも施設として受けておりますので、まず施設の周知。次に、そ
ういった各種イベント等を施設独自に行っていただく中で、実際に収入
等を施設としても売上げを上げていただいて、適正な管理運営に努めて
いただくように、こちらとしても支援というか、してまいりたいという
ふうを考えているところです。

以上です。

（藤村）不安とか懸念はあるのですけれども、このままの状態が、では
3年間その指定管理者がやりました、最終的に3年間やって、うちはも
う継続できません、毎年毎年黒字になる可能性が少ないとなった場合、

ではほかの指定管理者が今までやっていた数字を見た場合、果たしてやるのか。そうすると、あそこもしかしたら継続できなくなってしまうのではないか、そういう懸念もあるわけです。そういう不安もあるわけです。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

（商工観光課長）先ほどもちょっと人件費ご質問いただきましたので、ご回答させていただきましたが、現在、マルチジョブ化ということで、かなり人件費が実際に削られているというのをこちらのほうでも確認しております。今年度以降、その辺のさらに施設の周知等が進む中で、実際に指定管理者のほうの収入が増える中で、今後どういった形になるかというのをこちらとしても推移を見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）それでは、歳入歳出、何点かずつ伺ってまいります。
33ページの下になります。農政課担当の新規就農総合支援事業費補助金であります。今回の決算額が昨年との比較でいくと150万円減の75万円となっています。今回、決算書の中でいうと267ページ、歳出のほうですけれども、ここでまさしく同額が支出をされています。ここで伺いたい内容ですが、新規就農者数の実態、昨年との比較では減額ということになると、この事業について、見込みどおり、予定どおり就農者の数がそろっているのか、それがちょっと気になるのです。改めて質問ですが、新規就農者数の実態といいますか、推移、これについては分かる範囲でお答えをお願いします。

（環境経済部副部長）それでは、お答えいたします。
当事業につきましては、次世代を担う農業者となることを目指す原則50歳未満の認定新規就農者、市が認めているのですけれども、この方に年間最大150万円を5年間、補助金として個人に交付することができる事業となっております。これ国庫補助事業です。こういった前提の下、この事業が全ての新規就農者の方を対象としているわけではなくて、かなり限定された新規就農者に特定の支援を行っているということでご理解いただきたいと思います。その中で、令和4年度決算におきまして、こ

の事業を活用した農業者は1名おりました、この方は平成29年後期から令和4年前期までの5年間、先ほど5年間と申しましたけれども、5年間フルに活用してこの事業を終了しております。個人の補助金の交付は1年に2回行われます。年間最大150万円と申しましたが、前期と後期、75万円ずつを個人に振り込むような形になっております。今回申しましたように、この方、対象の方が令和4年前期で事業が終了したものですから、その半分の75万円が歳出として計上されたと。令和4年度決算に計上させていただきました。

昨年度と減額した理由でございますが、昨年度はこの事業を利用された方が2名、市内でございました。この2名の方の1名は令和3年度で事業が終了いたしましたので、令和3年度、今の委員会の対象は令和4年だと思っておりますけれども、参考までに令和3年の状況を申し上げますと、1名が150万円の交付、1名は75万円の交付ということで225万円の交付を行ったところですが、数字上2名の方がまず、対象の方が1名に減ったということで、225万円から75万円に減額となったという事情がございます。

市内の全域の新規就農者につきましては、当事業でもそうなのですが、そういったデータ取りをしておりませんので、申し訳ありませんが、手元にデータがないというのが実情でございます。

以上でございます。

（大塚）この部分を質問として上げたのには実は理由がありまして、数年先に予定されていると思うのですが、鴻巣の道の駅のメインであります地元で取れた野菜の直売と申しますか、産直、それは恐らくかなりクローズアップされてくるのかなと私は予想しています。そうなると、制度に基づく補助金が出て、それイコール、先ほど答弁にもありましたように特定の方という条件にはなりますが、なるべく多くの方に気軽に農業について関心を持ってもらうためには、この補助金の制度だけではなくて、先ほど市内の数について把握はしていないということでしたが、もう少しボリュームを持たせて、農業をやりませんかみたいな問いかけと申しますか、市の呼びかけも必要かなと私は思っていま

す。それについての考え方、捉え方はいかがでしょうか。

(環境経済部副部長) それでは、お答えいたします。

先ほどご質問いただいたのは、先ほどの事業、新規就農総合支援事業に関する質問でございますが、市ではこの事業以外にも新規就農者に対する取組はしておりまして、1つは、県と連携いたしまして、明日の農業担い手育成塾というのを運営しているところです。これにつきましては、例えば農業大学校を卒業した方が鴻巣市で農業やりたいといった場合に、そういった圃場の準備ですとか、そういったものを農協さん等と連携してバックアップしていくような事業、そういった事業も行っております。また、市には農政課を通じまして、あと農業委員会もそうなのですけれども、農業をやりたいという方が定期的に来られている状況ですので、そういった方に適切に農地をあっせんしていく、また必要な事業を使って支援をしていくような形で、今委員おっしゃった、そういった道の駅に今後農産物を出していただくような方を少しでも増やすような取組、また道の駅プロジェクト自体もそういった事業を行っておりますので、そういったものと市内でうまく連携をしながら農業者育成に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

(大塚) 次の質問に参ります。

37ページの下になります。市民課、旅券事務交付金であります。これにつきましても、昨年と比較すると若干、70万円ほど減額の決算となっております。ただし、129ページにはパスポートセンターの運営のための費用として1,922万円が決算されています。昨日も、またさらに先ほどもパスポートについては鴻巣のパスポートセンターの利用もある程度あるということで答弁もありましたが、初めに伺いたいのは、鴻巣のパスポートセンター以外で一番近いところ、もし分かれば数か所で結構なので、近隣だとどこに行けばパスポートの発券ができるか、これについては、お分かりになればお答えをお願いします。

(市民課長) パスポートの交付なのですけれども、基本的には住民票があるところの住民がそこで交付を受けるということになります。例えば

鴻巣に住んでいる方であれば鴻巣市になるのですけれども、あとは埼玉県ですね、県のパスポートセンターというのがありまして、これがさいたま市と、あとは熊谷と、あとは春日部ですか、その3か所あります。以上です。

（大塚）そうしますと、まさに鴻巣市民のためのパスポートセンターの運営ということになると思います。パスポートは、5年物、10年物があるというお話ではありますが、今後の見込みとして、今後もセンター自体は半永久的に継続していくという理解でよろしいのでしょうか。コロナの影響で海外に出向く方が減ったという、そういったこともありましたけれども、パスポートセンター自体は今後も継続していく、そのような捉え方でよろしいでしょうか。

（市民課長）旅券事務につきましては、もともとは県の事務ということなのですけれども、権限の移譲がありまして、平成25年頃から各市町村のほうに権限移譲ということで、パスポートの申請受付とか交付事務が来ております。現状、昨日もお答えしたところなのですけれども、完全に最盛期の状況までには回復はしていないのですけれども、今年度の見込みですと、かなり回復はしております。ただ、いろいろ円高の状況とかあるので、最盛期と比べますとやや少ないかなというのはちょっとあるのですけれども、駅前に鴻巣市の場合ありますので、あとは日曜日とか、そういう日にも交付事務やっておりますので、利便性の観点からしますと、現状の状態で交付事務を行ったほうが市民の方にはよりメリットがあるかなと思っております。

以上です。

（大塚）答弁にありましたように、権限移譲の中で鴻巣がいわゆるやろうという判断をされているわけですよ。多分近隣のまちでもやろうと思えばできると思うのですけれども、鴻巣の市民の方のいわゆる市民サービスの一環としてやっている。それは十分理解しています。ただ、今の場所が複合的な公共施設のスペースにあるということですので、よくある話でいうと、続けてやろうと思ったのだけれども、いろんな条件の中で閉めることになってしまったというのはよくある話なので、ちょっ

と気になって、今後について伺ったところであります。

続きまして、次の質問に参ります。57ページの下になります。自治振興課、一般コミュニティ事業助成金であります。これについては、昨年が250万、今年が460万円という決算となっております。私の認識では、1団体の上限が250万だったような気がしたのですが、460万の決算でありますので、該当する団体等については、まず2団体以上という理解でよろしいでしょうか。

(自治振興課長) お答えいたします。

2団体となります。

(大塚) それでは、具体的に団体の名前と、それから主な内容、使い道といたしますか、それをお伺いいたします。

(自治振興課長) お答えいたします。

具体的には、令和3年度の場合は筑波町内会さんで、はんでん、エアコン、机、椅子、令和4年度の松原南自治会では、スクリーン、パソコン、スポットエアコン、扇風機、テント、物置、スピーカー等となります。もう一団体の中宿自治会では、はんでん、テント、空気清浄機、冷蔵庫、パソコン、プロジェクター等となります。

以上です。

(大塚) これは宝くじの助成金を充てているというふうに理解をしておりますが、過去においては最高で年度ごとに2団体以内ということでおおむね進んでいたような気がするのですが、ここしばらくの間、2団体であったり、1団体のときもあったような記憶があるのですけれども、ここ最近の傾向といたしますか、実績としてはいかがでしょうか。

(自治振興課長) お答えいたします。

令和2年度、令和元年度、平成30年度、ともに1団体となっております。以上です。

(大塚) 次の質問に参ります。

61ページの上になります。環境課、資源回収販売収入であります。昨日の説明の中で、中身としては缶や瓶、また紙類等ということで説明がありました。これについては、とても大きく数字が動いておりまして、順

番に申し上げますと、令和2年から3年にかけては約800万円の増、さらに令和3年から今回の決算である令和4年の数字との比較では1,470万円ほどがさらに増額となっています。そこで、質問ですが、金額が増えているということは、全体の排出量に違いがあるのか、あるいはこれは販売収入となっていますので販売の単価に違いがあるのか、この点はいかがでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) お答えいたします。

令和4年度と3年度の実績を比較しますと、それぞれの有価物の売却の単価が上がっておりまして、また瓶などの逆有償の品目の収集量が減ったことによる販売収入の増加と考えています。資源回収の全体の収集量に関しては、増えているのではなくて減少しておりまして、金額が上がった主な理由としては、やはりここ数年アルミ缶の単価が非常にいい単価になっておりまして、なおかつ令和4年度につきましては、アルミ缶のみならず、ペットボトルの単価も高かった、そういったことが加わって、令和4年度増加しているような状況です。

以上です。

(大塚) 参考までに、分かれば、アルミ缶、またペットボトル、単価と言われてもなかなかぴんとこないもので、例えば平均的な単価、あるいは最安値、最高値、差し支えなければ、ちょっと金額が分かればお伺いをしますが、いかがでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 廃棄物の関係の金額については、世界の情勢等により変動するものですが、あくまでも参考金額としてお伝えさせていただきます。

初めに、アルミ缶のほうなのですが、令和4年度につきましては、キログラムの単価になりますけれども、最安値が60円、最高値が233円でした。一方、ペットボトルのほうについては、ペットボトルにつきましては、最安値が1キロ当たり9円、最高値が40円でした。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)

◇

(開議 午前10時18分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(商工観光課長) 先ほど藤村委員からご質問いただきましたプレミアム商品券につきまして、数字等分かりましたので、お答えさせていただきます。

まず、こちらのプレミアム商品券ですが、はがきによる予約抽せん方式を取らせていただいております。そのはがきには3名まで連記できるような形で実際お申込みいただいたのですが、その中で応募者数が2万2,748人、うち有効者数が2万2,467人になっております。この有効者数というのが、実際に名前は書いてあるけれども、住所が書いていないとか、逆に住所が書いてあるのに名前が書いていないというような方もいらっしゃいましたので、その中で実際に有効だったのが2万2,748人ということでございます。うち、申込冊数3冊まで上限で買えるということになっていたのですが、5万7,610冊の実際にご購入等の事前の申込みをいただいたというところでございます。

以上です。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

引き続き質疑を行います。

(大塚) それでは、歳出になります。

99ページの下になります。自治振興課、市民センター管理運営事業であります。これも昨年との比較では345万円ほど減額となって決算をされております。ここで伺いたい内容なのですが、市民センターの主な業務としては貸し館になるかなと思いますが、利用者からの要望等、令和4年度の中でもしあれば幾つかお伺いをいたします。いかがでしょうか。

(自治振興課長) お答えいたします。

貸し館という意味で利用者からのご意見ということなのですが、コロナのほうの落ち着きつつある中で、直近のご意見というのは、今こ

ちらのほうでは把握しておりません。

以上です。

（大塚）通常ですと数か月に1回ですとか、1年に何回かぐらいは利用者の声というのはやり取りといたしますか、聞き入れるようなことは過去にはしていたのでしょうか。

（自治振興課長）過去にはいろいろな講座とか、そういうのをやったということは聞いているのですけれども、定期的に何かいろいろ聞いたり、アンケートをやったかというのは今ちょっと、すみません、承知しておりません。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

107ページの中段になります。自治振興課、交通指導員育成指導事業であります。これは昨年度の比較では、若干ではありますが、300万強ほど増額となっております。ここで初めに伺いたいのは、交通指導員自体の人数、定数は決まっていたかに思うのですが、その点を伺います。

（自治振興課長）定数は60人以内となっております。現在の人数は42名となっております。

以上です。

（大塚）そうすると、不足を生じているという現状になるかと思えます。ここしばらくいろんな地域の交通指導員の状況を聞いていると、従来は地域の皆様のご理解、ボランティア精神の中で多分交通指導員をやっていたというのが一般的だったと思うのですが、最近では実は自分もやっているよという職員の方もいらっしゃると思うのです。これ本来60人程度が必要だという数値がある以上は、この不足分についてどうしていくのかというのがちょっと気になるのです。さらに、この事業の中で、細かい節でいきますと、謝礼として、この割合が全体の事業費の76%なのです。ということは、携わっていただく方への謝礼がこれだけの割合で組まれているということは、やはり必要な人数を今後どうやって集めていくか、声をかけていくかというのが大きな課題かなと私は思います。急には無理にしても、今現在あるいは今後、定数に向けて人員増を

目指す、これについての取組、考え方があればお伺いをいたします。

（自治振興課長）この60人ということなのですが、やはり手押し信号とかできたりしたときは、そこにはもう交通指導員、前いていたのですけれども、いなくなったとか、その辺は社会情勢によって加味しております。実際おっしゃるとおり、職員が今42名の交通指導員さんのうちに17名占めているのも実態です。また、新しくここに指導員立ってほしいというのは、大体学校さんとかの希望とかも考慮しながらやっているわけなのですが、その状況を見て、あと希望の学校の、要はPTAからの希望とかも総合的に加味して、増員しなくてはいけないところは増員というふうな形で考えていきたいなと思っております。以上です。

（大塚）交通指導員と同様に、例えば学校ごとに様々なジャンルのボランティア、学校でいったら交通ボランティアという表現が一番多いのですか、そういった方々も当然協力をしていただいているわけなので、交通指導員制度に限らず、広く受皿というか、受ける側で捉えていかないと、これとても難しい問題で、今後減る可能性のほうが高いような気がするのです。これについて、担当課を含めた部長のほうで今後の取組状況、取組方向、目標があればお伺いをします。

（市民生活部長）ご質問の交通指導員については、現在学校等の要望に合わせて立哨箇所、例えば手押し信号だとか、交差点だとか、必要なところに現在配置をしているところです。また、高齢になっているという実態も含めて、その後の部分についてどうするかというのは議論のあるところなのですが、先ほどの質問で人数足りているかという中では、現在は42人の方で足りているという認識を持っています。また、PTAの方を含めて学校への同伴という見守りという形でご協力いただいている方もいらっしゃると思いますので、そういった方のOBを含めて、今後どうしていくかというのは検討する必要があります。できるだけ我々としても定数の中で実施したいと思えますし、例えば今後、上尾道路だとかそういったところで通学路が変わるとかという部分は当然出てくるかと思えますので、それに合わせた人員配置というのは今後検討していく考えで

おります。

以上です。

（大塚）まさしくこの事業名そのもので、育成をする、指導をするというのがこの事業の趣旨なので、今後何らかの形でまず育成、育てること、それを目標にして進むこととして期待をしたいと思います。

次の質問です。113ページの下になります。自治振興課、防犯灯管理事業であります。これも昨年と比べると1,650万ほど増えております。これは、いわゆるLED化も含めて進めている事業だと思いますが、令和4年の中で修繕をした件数、新規ではなくて、もうLEDにしてしまったのだけれども、駄目で直したよとか、あるいは元からのやつがもう駄目でLEDに切り替えた、入れ替えたという意味では、修繕した件数というのはお分かりになるでしょうか。

（自治振興課長）お答えいたします。

まず、LEDからLEDの修繕、令和4年度に行ったのは104基やっております。

続いて、今まで蛍光灯だったのとかをLED化したのが38基になっております。

以上です。

（大塚）LEDは電球が長もちするということで、鳴り物入りで、鴻巣に限らず、今日本国中、世界もそうですか、広がっていると思うのですけれども、104基というのは想定内でしょうか。もうちょっと少なくともいいような気もするのですけれども、そこら辺、修繕の内容にもよると思うのですけれども、単純に球切れ、あるいは器具の不備、いろいろ理由はあると思うのですけれども、担当課として104という数字をどのように捉えているかをお伺いします。

（自治振興課長）LEDの、蛍光灯に比べて長もちする、環境に優しいということで取り替えたわけなのですけれども、電源の装置の寿命というのが大体10年と言われております。そこで、もともと切替えが平成25年から27年にかけてやっておりますので、そろそろ10年たつということで、この104基というのが、10年たったからきっかり壊れるというわけではな

いのですけれども、そろそろ始まるのだらうなというような形で大体想定していた数になっているかなと考えております。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

253ページの下、環境課、資源物収集運搬事業であります。この中の報償費の部分であります。資源回収報奨金、また集団回収報奨金がそれぞれ示されています。まず初めに、この2つのそれぞれの定義、違いについて伺います。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

まず初めに、資源回収報奨金についてでございます。こちらにつきましては、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに資源の有効利用を図るため、資源物を分別して排出していただいている自治会に対して資源回収に係る報奨金をお支払いしているものです。

また、集団回収報奨金につきましては、こちらのほうが資源の有効利用を図るため、再利用できる資源を地域住民が集団で自主的に回収する資源集団回収事業を行ったことに対して報奨金をお支払いしているものになります。

以上です。

（大塚）歳入でもこれに関する部分をちょっと触れたのですけれども、いわゆる販売収入が上がっていますよということで、今答弁があった自治会を対象とした資源回収団体、それからそれ以外の団体ということで集団回収団体、それぞれ今後、もう少し力を入れて、皆さんもっと協力してくださいよということを唱えていくべきなのか、これは報奨金なので払う側になるのですけれども、活動が活発になれば多分集まってくるもの自体は増えていくのだらうなと。一般的には。これ自治会等については、どちらかというとなん年々数自体が減っている。逆に言うと、団体については今後増やすことが可能であるというふうに私は思っています。とりわけ団体への環境に対する捉え方、考え方、あるいは資源物の回収もそうなのですが、何かいい方法、手を打って、より多くの団体に協力をしてもらうということは鴻巣の環境のためにもぜひ必要なことかなと

と思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

過去3年における団体の登録数のほうをお答えさせていただきますが、令和2年度から申し上げますと、令和2年度が56団体、令和3年度が35団体、令和4年度が58団体が登録していただいている状況です。

また、実績額についてなのですが、令和2年度が97万8,550円、令和3年度が31万2,170円、令和4年度が113万4,870円となっております。徐々に元の状態に戻りつつある中で若干増えてきているのかなということも考えておまして、団体の登録期間については毎年毎年更新をしていただかなくてはならないのですけれども、回収をしていただくことでその団体さんの活動の事業で上手に使っていただく、また市の環境美化に貢献していただくということも必要になりますので、本市としてはそういった登録とご協力について引き続き周知のほうに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

273ページの中段、農政課です。笠原稲穂センター管理運営事業です。笠原稲穂センターは、公民館との複合併設の施設であります。金額的には、決算額は310万ほど減っているのですが、まずこの理由について伺います。

（環境経済部副部長）それでは、お答えいたします。

当事業は、笠原公民館に併設されております笠原稲穂センターの管理運営に係る事業でございます。主な歳出内容は光熱費と設備の保守点検の委託料になっております。令和4年度から本市は包括施設管理業務委託といたしまして、管理する施設の清掃業務、また経理、空調保守などの業務を一括して行う管理方式に変更しておまして、この部分の委託料の歳出が令和3年度と比較して減額になっているという状況でございます。

以上でございます。

（大塚）先ほど市民センターでも聞いたのですが、利用者からの改善要

望等もし入っていれば伺いますが、いかがでしょうか。

（環境経済部副部長） それでは、お答えいたします。

基本的に利用される方が受付等で利用される場合に状況等を聞いているわけなのですが、担当課では詳しく具体的な内容は聞いておりませんが、その都度具体的な内容につきまして窓口のほうで対応いただくようお願いしているような状況です。

以上です。

（大塚） 次の質問に参ります。

275ページ、中段、商工観光課です。事業名は商店街にぎわい促進事業。これについては、昨年との比較では342万円ほど増額になっています。ここで伺いたい質問の内容ですが、にぎわい促進が令和4年度の中で目標どおり、予定どおり図れたのか。ちょっと大きなくくりになってしまうのですが、この事業の中で年間を通じてこれだけ使いました。にぎわいは十分図れた、あるいは見込みどおりではなかった、その評価についてはいかがでしょうか。

（商工観光課長） 事業の効果というご質問でございますので、実際に金額ベースで増えた内容、要因等について、まずお話しさせていただきますと、1つ目が、商店街が保有していました街路灯がございまして、そちらの撤去工事を実際にこちらで行ったというところの工事費がまず1つございました。

もう一つの理由としましては、現在、ものづくり大学田尻研究室と一緒に、月1回程度なのですけれども、商店街活性化企業支援業務委託という形で今行っております。先ほど言いましたように、月1回ペースでワークショップというものを実際に市民の方と、ものづくり大学さんと進めていただいている中なのですけれども、それ以外に業務委託の内容としましては、商店の中に、商店街の方、あるいは地域住民の方に直接アンケート等を行っていただいて、実際に商店街の状況等を把握するために行っていただいたのですが、その報告書等をまず頂いております。その内容について、今年度以降、また市のほうでも十分内容等を吟味する中で、参考として使っていただくというところが一つの効果だったのか

なというふうに考えているところです。

以上です。

（大塚）最後の質問です。

323ページの上段になります。危機管理課、自主防災組織等支援事業であります。金額的には、昨年との比較では100万円強増えています。ここで伺いたい内容なのですが、組織が設立後、定期的に多分団体ごとに訓練をしていると思うのです。それらについては、ある程度担当課として把握をされているということによろしいでしょうか。

（参事兼危機管理課長）自主防災組織に対して把握してございます。それは、自主防災会が防災訓練をするに当たって保険の対象となるために、事前に届けをいただいております。令和4年度は、25団体が防災訓練を行っております。また、消防署との連携は、その25団体のうち21団体が消防署と連携して訓練も行っております。

以上でございます。

（大塚）組織率でいきますと、皆さん各地域でつくりましたよといったときに、もう最初から吹上地域は合併前から町内会ごとにできていた。順を追えば、その次に鴻巣が組織率が高い。一番低いのが川里ということで、時間の変化とともに若干変わってはいると思うのですが、例えば吹上地域で今答弁のあった25団体のうち幾つかが含まれていると思うのです。吹上地域でやる訓練の事前の状況とかやったこと、それから川里も実はそうなのですが、それぞれ両方に支所があるので、支所のほうに、どこどこの町内会、どこどこの自治会、どこどこの団体はこういったときにやりますという情報は支所には流れているのですか。

（参事兼危機管理課長）情報については、支所のほうには特には流してございません。私どものほうで申請を受けておりまして、私どものほうで、危機管理課のほうで出向いて支援をさせていただいております。

以上でございます。

（大塚）もう合併して20年ほどたちますので、あえて3地区に分ける必要はないかと思うのですが、そうはいつでも、吹上地域、川里地域におけるやっぱり支所の位置というのは自分たちの暮らしの中心だという、

多分そういう思いはもうかなり強いと思うのです。今後ですけれども、訓練とか、それから様々なそういう情報を支所と共有する、支所に依頼をするとか、しないとかということではなくて、共有して進めるということも地域を今後盛り上げていくためにも私はある程度は必要かなと思うのですが、今後の対応について、雨の降る中、気になっていると思いますが、危機管理監、情報の共有については捉え方としてはいかがでしょうか。

（危機管理監）支所との自主防災会の防災訓練等の情報共有ということですが、今私のほうも課長のほうの答弁聞いておりまして、当然情報共有ということはいいことだと思いますので、今後その辺を支所と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（後藤）通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

まず、歳入、30ページになります。自動車環境総合改善対策費補助金についてでございます。この補助金は実際にどういったものに使われたかというところと、あと令和5年以降の状況、EVバスとディーゼル1台ずつ購入ということかと思うのですけれども、その先、ゼロカーボンシティを見据えた中で今後の購入の見通しについて教えていただきたいと思っております。

（自治振興課長）お答えさせていただきます。

まず、自動車環境総合改善対策費補助金は、EVバス購入に係る国交省の国庫補助金で、令和4年度はEVバス1台分の車両価格、税抜きの補助率3分の1で683万3,000円となりました。令和5年度は、先日の9月1日に議決していただきました議案第69号により、令和6年2月末でEVバスを1台購入する予定となり、補助額は、議案第74号の補正予算（第6号）にもありますように、800万円となっております。歳入のほうは、やはりバスのほうの購入のほうに充てさせていただきます。

今後の購入予定ということなのですが、やはり毎日のように走っておりますので、老朽化した車両を更新する必要がございます。順次新たな車両を購入する予定ですが、今後のEVバスの技術の進展等、航続距離が

延びたりすることを考慮しながら導入を考えてまいりたいという考えで
ございます。

以上です。

（後藤）前任者と重複があった部分は割愛しながら進めてさせていただきます。

1つ飛ばしまして、46ページ、コウノトリの里づくり寄附金について、
寄附件数については先ほどご説明いただいたかと思うのですが、
件数の過去の推移について伺います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）お答えいたします。
昨年度は、令和4年度については先ほどお答えさせていただきましたので、
過去ということで、令和3年度以前のことについてお答えさせていただきます。
令和3年度の寄附金額の合計が394万5,766円となっております。その内訳といたしましては、
一般企業、団体からの寄附件数が8団体、こちらが103万9,316円、そのほか個人や寄附金箱への寄附
になりますが、個人での寄附が14名の方、個人の方、14名の方がトータルで234万
円、それと寄附金箱への寄附の額が6万3,933円、そのほかといたしまして、
先ほど申しあげましたコカ・コーラのほうからの寄附が50万2,517円
となっております。この令和3年度に関しては、天空の里のオープンの
年でもあり、寄附金額が多く寄せられたかと思われま。それ以前に関
して申しあげますと、令和2年度の寄附金額合計が65万1,888円、令和元
年度が113万3,276円となっております。このことから、先ほど申し
あげました天空の里のオープン以降は多少寄附額が増加している状況とな
っております。

以上です。

（後藤）寄附金額と、あと寄附件数も増えていますよね。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）申し訳ございません。

それでは、令和2年度の詳細についてお答えさせていただきます。令和
2年度の企業、団体の方からの寄附金数が3団体となっております。その
ほかで、個人で寄附された方が5名となります。そのほかコカ・コー

ラという形になります。

その1年前に遡りますと、令和元年度が、企業、団体が5団体、個人の方からは2名の方、そのほかコカ・コーラという形になっております。以上です。

(後藤) 寄附金額が順調に伸びているというのは大変喜ばしいことかと思うのですが、令和5年度の見通しについてお願いします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 令和5年度の見通しに関しては、今のところまだ集計も、申し訳ございません、行っていないところでありますので、ちょっと見込みというのも全くつかない状態で、申し訳ございません。

以上です。

(後藤) 続きまして、歳出238ページ、環境課の地球温暖化対策先導事業についてなのですが、具体的な事業内容についてお願いいたします。

(環境課副参事) お答えします。

令和4年度の地球温暖化対策先導事業といたしましては、地球温暖化対策実行計画の改定とLED照明の交換事業が主な事業となっております。

以上です。

(後藤) 続きまして、240ページのエコな住環境づくり事業について、こちらも具体的な事業内容について教えてください。

(環境課副参事) お答えします。

住宅用新・省エネルギー機器設置補助金として、鴻巣市住宅用省エネルギー設備設置費補助金、鴻巣市省エネ家電製品買換え促進事業補助金、鴻巣市電気自動車等購入費補助金を交付しています。住宅用省エネルギー設備設置費補助金は、家庭用燃料電池、蓄電池、蓄電池プラス太陽光発電を設置された方に補助金を交付しています。省エネ家電製品買換え促進事業補助金としては、平成23年以前に製造された電気冷蔵庫から省エネ基準達成率100%以上の電気冷蔵庫に買い換えた方に補助金を交付しています。電気自動車等購入費補助金は、電気自動車、プラグインハ

イブリッド自動車を購入した方に補助金を交付しています。

以上です。

（後藤）この補助金の利用の件数の推移についてお願いいたします。

（環境課副参事）お答えします。

鴻巣市住宅用省エネルギー設備設置費補助金につきましては、家庭用燃料電池、これが8件、蓄電池が4件、蓄電池プラス太陽光発電が19件となっております。鴻巣市省エネ家電製品買換え促進事業補助金は、市内本店から買い換えた方が60件、市内営業所、大きな家電店から買い換えた方が142件となっております。鴻巣市電気自動車等購入費補助金は、プラグインハイブリッド自動車を購入された方が6件、電気自動車を購入された方が18件となっております。

以上です。

（後藤）今、各件数を教えていただいたかと思うのですがけれども、実際にこの制度に関しての周知、例えばお店でこういった補助金使えるとかという案内とか、こういった取組をされているのか、お願いいたします。

（環境課副参事）お答えします。

補助金につきましては、広報に掲載するとともに、市のホームページにも掲載いたしました。それと、電気冷蔵庫等を取り扱う販売店、自動車等を取り扱う販売店等にも市のほうからポスター等掲示をお願いしている現状でございます。

以上です。

（後藤）続きまして、268ページ、道の駅整備事業について、整備内容と今後の予定についてお願いいたします。

（道の駅整備プロジェクト課長）では、お答えいたします。

道の駅の本体整備につきましては、令和4年度は事業用地の盛土工事を実施いたしました。

今後の整備予定ですが、令和5年、6年の2か年で施設設計を進めてまいります。施設設計が完了となりますと、その後工事へと進むこととなります。

以上です。

(後藤) 続きまして、276ページ、にぎわい交流館管理運営事業について、前任者からもたくさん質問がありまして、市としてもサポートされるというところは非常に理解できたのですけれども、1点だけ、先ほど人件費、日割りでいうと7万4,000円程度というようなお話があったかと思えます。単純計算でも、例えば時給1,500円として5人常時雇って8時間労働となると、人件費、1日高くても6万ぐらいになるのかなという印象で、今現時点で7万4,000円近くということで、この人件費に関しては市としてはどう捉えているのか、お願いいたします。

(商工観光課長) 指定管理者から提出された人件費ということですので、高いか安いかわかるという論評は市としてちょっと差し控えさせていただきたいところではございます。ただ、プロパーの職員、アイル・コーポレーションの職員の方、それ以外にパートの方等の組合せで実際に管理運営に当たっていただいているというところの人件費というところで把握しているところではございます。

以上です。

(後藤) あと、276ページと278ページ、これ一緒にいいですか。

(委員長) はい。

(後藤) プレミアム付商品券の支援事業、これ経済効果についての評価は前任者からの質問で答弁あったかと思うのですけれども、配布に対する使用割合について、このすげんき応援隊クーポン事業について、これ広報で一括で配布されたということで、使用割合、集計するのは難しいのかなと思うのですけれども、例えば分かれば使用割合と、実際に使用した件数でもいいので、教えてください。あと、経済効果についての評価についてもお願いいたします。

(商工観光課長) 最初に、まずプレミアム付商品券につきましてお答えさせていただきます。

先ほど実際にお申込みいただいた販売の有効冊数としては5万7,610冊ございましたが、うち実際に購入された冊数が5万4,609冊となっております。5万4,609冊から実際の換金された商品券を割り返しますと99.77%の実際の使用率だったということで把握しているところです。

次に、経済効果でございますけれども、単純に商品券の使用の金額等で考えますと、7億828万8,000円程度の経済効果があったというのが実際に市としても評価しているところでございます。

次に、このすげんき応援隊クーポン券でございますけれども、このクーポン券事業につきましては、現在進行中のものも含めまして既に5回実施しているところです。1つの事業の内容としましては、当初はコロナウイルス感染症の影響の大きかった飲食店を対象とし、このすぐるメ応援隊の名称で実際に開始したところでございます。コンセプトとしましては、市民が応援隊という形になって市内の飲食店を支えていくという、もともとはコンセプトで始めたものなのですけれども、回数を重ねるごとに認知度等高まったところから、直近の4回目の使用率ですが、48.28%となっております。これは、実際に回収したクーポン券の使用枚数から48.28%の使用率となっております。実際にこれ実配布数等を一応把握しておりまして、そこから実際の換金されたクーポン券、使用されたクーポン券から割り返した数字から48.28という数字を推定させて出させていただいているところです。

次に、経済効果ですが、同じようにクーポン券の使用枚数から出した金額でいいますと、1億3,066万6,500円以上の経済効果が実際にあったというふうに評価しているところです。

以上です。

(川崎) それでは、通告出しておりますけれども、前任者と質疑が一緒の場合もありますので、また詳細な説明をいただいているところもありますので、絞って質問をさせていただきます。

まず、歳入のほうからなのですが、16ページの森林環境譲与税につきましてです。3年度より額が増えておりますけれども、その理由について伺います。

(環境経済部副部長) それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、国からまず県段階で私有林人工林面積、また林業就業人数、人口、この3つの係数を基にしまして各市に配分されるという仕組みになっております。先ほど委員がご質問いただいた件

でございますが、令和3年度から令和4年度にかけて、国から示される森林環境譲与税の額が増額されております。具体的に申しますと、令和3年度は、国全体の額になりますが、400億円が配分されているのですけれども、令和4年度は500億円に増額されておまして、その分が先ほどの案分をかけますと増額になっているという状況でございます。以上でございます。

(川崎) では、26ページの放置自転車等撤去保管手数料についてです。こちらは2,000円でありまして、3年度は1万円でありました。この違いにつきまして、またこれ歳出にも関係してくるかと思っておりますけれども、もしそのことも併せてというお話になれば伺います。

(自治振興課長) では、お答えさせていただきます。放置禁止区域等に自転車等が放置され、良好な生活環境を確保できないと認められるときは、条例に基づいて当該自転車等を撤去しております。令和4年度には52台、令和3年度は67台撤去いたしました。なお、自転車防犯登録をしている人には、警察で調査してから個別通知して、放置自転車の引取りに来られた際は、保管手数料として自転車1台2,000円を支払っていただいております。今回の2,000円というのはそのときのお支払いの手数料になりまして、令和3年度の実績は5台の1万円でしたが、令和4年では1台の2,000円となったことから、今回の差が生じております。

以上です。

(川崎) 28ページですけれども、国民健康保険基盤安定負担金につきましてです。こちら3年度と比較しての増になっているわけですけれども、この内容について伺います。

(国保年金課長) 国民健康保険基盤安定負担金についてお答えいたします。

こちらの負担金につきましては、中間所得層の保険税負担を軽減することを目的に、一般被保険者における低所得者に対する保険税の軽減対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を公費で支援するという形になります。なぜ3年度より増えたかということにつきましては、

3年度から4年度にかけて均等割のほうを、保険税のほうの改定をさせていただいた結果、低所得者層の方の均等割も上がっていますので、その7、5、2という負担を軽減したことに対してこのお金が入ってくるという考えになりますので、保険税を上げるといったことによって公費で賄われる部分も増えていると。一方で、被保険者数も減ってはいるのですけれども、その数の相殺をした結果であったとしても今回増になっているという構造になってございます。

以上です。

(川崎) それでは、30ページになります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、またその下のところ、繰越明許のことについても、こちらについては説明をお願いしたいと思います。

(市民課長) まず、30ページのほう、補助金の内訳なのですが、こちらは戸籍法の一部改正が令和元年度にありまして、その中で国の新たな戸籍のシステム、戸籍情報連携システムというのですが、これがもう今年度の終わりに稼働する予定なのですが、そのための準備に係る戸籍システムの改修費用とか、あとは備品の購入費、あとはデータの整備費、そこら辺の作業費になります。あと残りの部分は、マイナンバーカードあるいは健康保険証の利用登録の啓発のための消耗品です。これがまず1点目の補助金の内容になります。

2点目の繰越明許のほうの内容なのですが、こちらは転出、転入手続のワンストップ化ということで、今年の2月の6日から全国的に開始されております。マイナンバーカードの保有者がマイナポータルから転出届と転入の予約を行うことにより、転出時に来庁することなく、またあと転入時には来る日を予約した上で届出をして、届出の軽減を図るという、そういう仕組みが導入されていますので、そのシステム改修費となります。

以上です。

(川崎) それでは、32ページの新規就農については説明がありましたので、農地活用促進事業費補助金につきまして、こちらの令和3年度と比較して増額になっている理由について伺います。

(環境経済部副部長) それでは、お答えいたします。

当事業は、農業の生産性の向上、またコストの削減を図るために、農地中間管理機構の中間管理事業を活用いたしまして、担い手となる農業経営体への農地の集積、集約化を推進する地域に対しまして補助金を交付しているといった事業でございます。なお、当事業の補助率は10分の10でございます。この分は埼玉県農地中間管理機構からの補助金ということになっております。令和4年度は、令和3年度に実績のなかった地域集積協力金タイプという補助金が北根地区、前砂地区、常光地区で実際に取り組を行って補助金交付となったため、令和3年度に実績のなかった分の令和4年度の実績がそのまま歳入の増につながっているというような状況でございます。

以上です。

(川崎) では、次、40ページになります。合併処理浄化槽設置整備事業費奨励交付金についてであります。

こちらは、前年度と比べますと、前年度720万円でしたけれども、減になっている理由について伺います。

(環境経済部参事兼環境課長) お答えいたします。

令和3年度と比較しまして補助金の申請件数が6件少なかったことによるものです。

以上です。

(川崎) それでは、42ページの地域防災力強化事業補助金について伺います。

こちらは減になっておりますが、令和3年度と比べますと、その理由について伺います。

(参事兼危機管理課長) こちらは、県からの補助金になります。自主防災組織が行う防災資機材購入に要する経費について、市町村が補助した経費に対して県からの補助になります。令和3年度は、新たに設立した自主防災組織に対して、10万円掛ける2団体が補助されております。令和4年度は、既存の自主防災組織1団体に対して補助されております。こちら新設と既存の自主防災組織に対して補助の金額が違いますので、

それが減額の理由になっております。

以上でございます。

(川崎) それでは、52ページになりますが、空地雑草措置受託事業収入について伺います。

こちらも歳出のほうに関係があります。歳出ですと234ページになるわけですがけれども、これも令和3年度に比べますと減になっております。その理由について伺います。

(環境課副参事) お答えします。

令和3年度に空き地雑草措置受託事業として利用された件数は18件でございました。令和4年度は、その件数が13件でございました。その差でございます。

以上です。

(川崎) 減っているということでありましたけれども、実際にはたくさんの方の市民要望をいただくわけなのですからけれども、そこに比較して減っているというのがちょっと不思議な感じがするのですが、その辺の理由についてはどのように捉えていらっしゃいますか。

(環境課副参事) 一部の利用者になりますけれども、防草シートによって除草対策等をしていただいたことにより減少されたものもございません。

以上です。

(川崎) それでは、56ページになります。こちらは、後期高齢者健康診査委託金になっております。3年度と比較してどうだったのかということについて伺います。なお、こちらにつきましても歳出と関係がございますので、歳出でいうと166ページになりますので、関連するかと思いますが、伺います。

(国保年金課長) 後期高齢者健康診査委託金についてお答えいたします。こちらは、埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて本市が実施する後期高齢者の疾病の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行ったときの委託金の費用ということになります。3年度の決算につきましても、6,302万6,954円ということで、令和4年度の決算につきましても

は、令和3年度と比較して169万6,437円の増ということになってございますが、これは後期高齢者の被保険者数は毎年増えておりますので、その件数の増によるものでございます。

以上です。

（川崎） その件数までお伺いしたいと思います。

（国保年金課長） 件数についてお答えいたします。

こちらの委託金、先ほど申し上げたとおり健康診査の実績ということになります。健康診査のほうは2月まで行っている関係で、こちらの委託金の実数については、前年度の後半のものも翌年度に件数としてカウントして、当該年度の後半のものは来年度というような形になります。令和4年度の決算の数字に対しての実績人数でございますが、令和3年度の後半の部分の人数が291名、令和4年度の前半部分が6,432名、合わせて令和4年度の決算の委託料の該当となっている件数としましては6,723名。

続きまして、令和3年度の決算ということで、こちらについては令和2年度の後半の部分、310名、そして令和3年度の前半の部分、6,232名、合わせて6,542名ということになりまして、委託金の決算ベースでいいますと181名の増ということになってございます。

以上です。

（川崎） それでは、その下の後期高齢者人間ドック等助成金についてであります。

これも3年度と比較して約100万ぐらいの差があります。この内容について伺います。

（国保年金課長） 後期高齢者人間ドック等助成金についてお答えいたします。

こちらは、後期高齢者医療制度の被保険者の方が簡易1日人間ドックもしくは一般人間ドックという人間ドックと脳ドック、等というところは脳ドックがでございます。脳ドックを受診した場合の費用に対しての実績数に応じて後期高齢者医療広域連合会のほうからの助成がいただけるということでございます。人間ドックの利用者につきましては、令和4年

度355名で、脳ドックにつきましては、令和4年度63名。令和3年度の比較ということでございますので、令和3年度の間ドックの利用者が276名、同じく脳ドックの利用者が46名。人間ドックの利用者は79人の増、脳ドックにつきましては17名の増となっています。

以上です。

（川崎） それでは、少し絞りますけれども、後期高齢者健康教室・健康相談等補助金について伺いたいのですが、こちらのほう、昨年度は「後期高齢者健康教育」というふうになっていたかと思えます。この違いと、あとまた金額の違いがあるわけですが、この要因について伺います。

（国保年金課長） 後期高齢者健康教室・健康相談等補助金についてのご質問についてお答えいたします。

まず、令和4年度の決算の事業内容なのでありますが、健康診査を実施した医療機関の医師がその健康診査の結果を対面で説明するときに、個々の健診結果に合わせてその方に対して生活習慣上の注意事項やフレイル予防も含めた健康教育や保健指導を行うといったものになります。

科目につきましては、すみません、令和3年度の科目に対して令和4年度このような科目名称、変わったというところについては、今その事情については把握していないので、令和4年度、すみません、この科目であるということをご了承いただきたいと思えます。（P41.48.発言の訂正あり）

実績の数ということでお答えいたしますと、令和4年度の人数が6,738名、令和3年度が6,232名ということで、506名の増ということで集計しております。

以上です。

（川崎） それでは、令和3年度にはなかった、いわゆる新規事業というところで、後期高齢者血清アルブミン検査補助金、また後期高齢者歯科健康診査補助金、さらには後期高齢者医療窓口負担割合見直し経費補助金について、それぞれ概略を簡潔にお答え願えればと思えます。

（国保年金課長） それでは、後期高齢者血清アルブミン検査補助金から

ご説明いたします。

こちらは、先ほど来出ております後期高齢者の健康診査、こちらの項目に血清アルブミンを追加した費用に対する補助金ということでございまして、その検査結果につきましてはフレイル予防の保健指導に活用しております。対象者数につきましては、令和4年度の実績として6,738名となっております。

続きまして、後期高齢者歯科健康診査補助金についてご説明いたします。こちらでも後期高齢者の歯科健診を行った経費に対する補助金ということでございますが、後期高齢者のために特別な歯科健診を行っているのではなく、健康づくり課が行う鴻巣市歯科健診、こちらを受診した人の中から後期高齢者の方を抽出して、その財源として広域連合のほうにエントリーをして補助を受けているというものになります。令和4年度の対象者は18名ということになってございます。

最後に、後期高齢者医療窓口負担割合見直し経費補助金についてご説明いたします。こちらは、令和4年10月1日より、窓口負担割合が1割または3割だったものを1割、2割、3割と、2割の区分が創設されたことに伴いまして、保険証を令和4年10月1日から令和5年7月31日まで、年2回目の保険証を発送したことに関る郵券料等の経費について補助をするということになってございます。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)



(開議 午前11時37分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、国保年金課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(国保年金課長) 先ほど川崎委員のご質問の中で、後期高齢者健康教室・健康相談等補助金につきまして、令和3年度と名称が違う、令和3年度につきましては「後期高齢者健康教育・健康相談等補助金」となっ

いるというご指摘につきまして、補足で説明させていただきます。

こちらにつきましては、事業の内容につきましては同様のものですが、令和4年度から広域連合の要綱の名称に合わせて、科目名称につきまして、歳出名称につきまして「後期高齢者健康教室・健康相談等補助金」と変えさせていただいたものでございます。

以上です。

(委員長) 次に、商工観光課長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

(商工観光課長) 昨日、古山委員からだったと思うのですが、にぎわい交流館の指定管理者の応募者数というところで、私のほうでおぼろげな記憶の中で5つというふうにしたしかお答えさせていただいたと思うのですが、正しくは4事業者の応募があったと。5ではなく4ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

引き続き質疑を行います。

(川崎) それでは、歳出に入ります。

98ページの自治会活動支援事業についてでございます。自治会数の推移について、まず伺います。

(自治振興課長) 自治会数の変遷としまして、令和2年度が235、令和3年が234、令和4年度が233と減少傾向にあります。高齢化のため自治会運営が困難となることが主な理由となります。

以上です。

(川崎) そのうち自主防災組織もある、同じくやっているというところはこの中でどのくらいあるのかというのはわかりますか。

(参事兼危機管理課長)先ほど自治振興課長が自治会数233団体と答弁されておりますが、そのうちの自主防災会が結成されているのは、233自治会のうち144団体で結成されております。また、複数の自主防災会で結成されているところもありますので、自主防災会数としては119団体になります。

以上でございます。

(川崎)では、108ページの交通安全啓発事業について、昨年度より増えております。理由について伺います。

(自治振興課長)交通安全教室用の信号機、こちらは4基で1セットになるのですが、その購入の79万7,500円が増加の主な理由となっております。

以上です。

(川崎)112ページ、地域防犯体制支援事業について伺います。

780万余りの執行金額となっておりますけれども、令和3年度よりやはり100万円ぐらい増加となっております。その理由について伺います。

(自治振興課長)こちらのほうは、主に入札額の差が大きな理由となっております。そのほか、令和4年度は平成25年度に設置した老朽化したカメラ2基を撤去して、新たにそこに1基設置した、そういうような差額が原因となっております。

以上です。

(川崎)続きまして、116ページの公共交通維持事業について伺います。こちらの中でフラワー号見直し委託料230万円が計上されておりますけれども、この内容について伺います。

(自治振興課長)それでは、お答えします。

主な内容は、アンケート調査の集計、解析、アンケート報告書作成、運行経路検証、経路図作成になります。この業務のアンケート結果報告書や検証した運行経路などを基本に、地域公共交通会議に運行コースとして提案したところ です。

以上です。

(川崎)では、デマンド交通運行事業の事業実績として、ひなちゃんタ

クシーと乗合タクシーの割合などについて伺います。

(市民生活部副部長) それでは、お答えいたします。

デマンド交通、2つの制度の利用者数、合計で令和3年度、4年度ともどちらも約8万8,000人となっております。そのうちの割合につきましては、令和3年度が、ひなちゃんタクシーが76%、乗合タクシーが24%となっております。令和4年度につきましては、ひなちゃんタクシーが67%、乗合タクシーのほうは33%となっております。こちらについては、このデマンド交通運行事業につきましては、国の財政支援、特別交付税の措置の対象となっている乗合タクシー、こちらを中心としていくといった方針の下、令和4年度は乗合タクシーについて1台増車しております。また、ひなちゃんタクシーについては土曜日の運休、回数制限等で制限をかけ、そういった方針に基づく取組の結果によりまして、ひなちゃんタクシーの割合が下がって、乗合タクシーが上がったといった結果になっております。

以上です。

(川崎) 目標といたしまして、乗合タクシー、今33%という状況ですけれども、どの辺を目指していらっしゃるのか伺います。

(市民生活部副部長) 乗合タクシーにつきましては、今年度から本運行を開始したところでございます。今実際に利用者数も増えておりまして、予約も取りづらい状況等ございますので、そういった利用状況、それからひなちゃんタクシーと合わせた予算の執行状況、また市民利用者の声等も踏まえまして、地域公共交通会議のほうで協議をして、今後の展開を、方向性、そういったものを検討していきたいと思っております。

(川崎) もっと増やしたいと、割合的に、その辺のお考えでいいのかどうか伺います。

(市民生活部副部長) 市の費用的な部分、それと市民利用者のサービスという部分を考えますと、3年度から4年度を見ましても、やはり料金が低額で、なおかつ予約ができるということで、ひなちゃんのほうから移行している結果が出ておりますので、利用者としても乗合タクシーのほうの利用が多いと、希望が多いという結果がありますので、そういっ

た今後の増車、増大も含めて検討を進めていきたいと思っております。

(川崎) それでは、236ページのコウノトリの里づくり事業について伺います。

3年度と比較しての違いについてと、あと外部有識者会議を行っているわけなのですが、その内容について伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。まず初めに、令和3年度と4年度の違いに関してご説明いたします。主な違いに関しては、令和3年度につきましては、コウノトリの採餌環境を調査する生き物調査と併せてコウノトリの放鳥に向けての鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画の策定を含む業務委託を実施しております。それに対しまして、令和4年度には今の域内保全実施計画の補足事業もありましたが、メインとしては採餌環境調査がメインになりましたので、令和3年度に比べまして委託料が下がったものとなっております。それと、もう一つ、外部有識者会議の内容についてなのですが、外部有識者会議は、文化庁へ申請するコウノトリの放鳥の許可申請、これは文化財保護法による現状変更許可が必要になるため、鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画を策定し、有識者会議を実施しました。すみません、放鳥許可に対してこの計画が必要だったために、策定を有識者会議の中で実施しました。会議といたしましては、全てで3回実施し、初回は令和4年6月21日に対面方式により天空の里で実施しております。そのときは計画案の概要を説明し、各委員に内容を確認してもらい、また国土交通省荒川上流河川事務所で施行しております荒川大間地区湿地環境整備事業地の現地視察を実施しております。2回目以降の委員会にかける質疑等もこのときに依頼しております。また、2回目以降に関してはリモート方式での実施となっております。専門家の意見を取り入れながら、鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画を策定したことがこの有識者会議の内容となります。

以上です。

(川崎) それでは、ちょっと飛びまして、238ページの環境にやさしいまちづくり基金積立金についてですが、3年度に比べますと約460万以上

と、要するに倍以上というふうになっているかと思えますけれども、この理由について伺います。

（環境課副参事）お答えします。

こちらは、ふるさと納税による寄附金の配分となっております。

以上です。

（川崎）では、238ページ、エコチェンジポイント鴻巣事業について伺います。

こちら昨年度よりも伸びているわけなのですからけれども、多くの人に取り組んでいるのかなと思えますが、実績、簡単をお願いいたしたいと思えます。

（環境課副参事）お答えします。

エコチェンジポイント鴻巣事業は、市が指定する事業の市民による環境に優しい活動の取組に応じてポイントを付与し、ポイントに応じてエコチェンジポイントとして可視化することで活動への積極的な参加促進を図るものです。令和4年度は、348人の方が参加しております。

以上です。

（川崎）それでは、250ページの生ごみ処理器購入費補助事業について伺います。

3年度よりも伸びているということで、増加傾向にあると思えますが、処理器も昨日示されました。それぞれの処理器別の件数について伺います。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えいたします。

令和4年度の補助総件数は68件となっており、コンポスト容器が20件、EMボカシが1件、処理機器が47件の申請件数となっております。

以上です。

（川崎）それでは、飛びまして、278ページの商工観光課、新型コロナウイルス感染症対策商工振興事業について、実績を伺います。

（商工観光課長）こちらの事業につきましては、実績としましては、実際に令和3年度にやった事業の繰越し分というところで、件数としては28件、1事業者当たり10万円の支給ということになっていきますので、

280万円の28件というのが実績となっております。

事業の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期に及ぶ中、経済活動の自粛等により売上げが減少した中小事業者等の事業継続を支援するため、1事業者につき1回限りで一律10万円を支給する事業となっております。

以上です。

(川崎) 事業者連携支援事業につきまして、50万円の計上で、令和4年度から実施しているということですが、この事業の実績について伺います。

(商工観光課長) 事業者連携支援事業でございますけれども、昨年の実績としては、残念ながら1件しかございませんでした。事業の内容がなかなか理解が難しいところも実はあるのかなというところで、もうちょっとかみ砕いて、皆さんに使っていただけるように工夫を今後したいと思っていますところなのですが、事業の内容としましては、市内においてグループを構成して売出しやイベント等を実施する者に補助するものとなっております。市内商業の活性化とコミュニティづくりを図る目的で行っている事業です。交付対象としましては、市内に店舗、事業所を有する者または市内居住のほか、店舗、事業所を持たずに営業する者となっております。補助額は、事業者数が7以下のグループについては上限20万、事業者数が8以上のグループには50万円として、同一グループに対する補助金交付は毎年度1回まで、合計3回まで申請が可能となっております。

実際に使っていただいた団体には評価していただいた事業でございますし、皆さん異業種、飲食店、ほかに例えばクリーニング屋でも何でもいいのですけれども、そういった方たちが自分たちで地域等ですとかを盛り上げるために何人かで、異業種でコミュニティをつくりながらまちを盛り上げていこうという趣旨でつくった補助金でございますので、ぜひご活用いただくように今後も市としても応援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(川崎) 残念ながら1件という実績であったという課長からのお話でありましたけれども、もともと目標としては何件ぐらいを予想していたのか伺います。

(商工観光課長) 予算としましては、事業者連携で実際に補助する内容としては300万予定していましたので、50万円で考えると6件ですか。7名以下は20万ということですので、その辺が予算の範囲内ということですので、この範囲の中で目標としていたところでございます。

以上です。

(川崎) では、最後の質問になりますが、318ページの災害支援体制整備事業についてです。

3年度より約4,000万円増になっておりますけれども、その理由について伺います。

(参事兼危機管理課長) 3年度は、大きな事業としまして防災備蓄センターの建築工事を行っております。令和4年度は、総合体育館の空調設備の導入工事を行っております。こちらの工事の差額分が大きな要因となっております。

以上でございます。

(川崎) 3年度が2億2,000万、そしてまた4年度については2億6,200万ということになっております。こういうことからすると、今後様々なところで災害支援の体制を整えていかなければならない時期なのかと思いますが、今後もこの程度の、2億2,000万あるいは2億5,000万程度の見込み、整備に関する見込みについては、そのように捉えていらっしゃるのかどうか伺います。

(参事兼危機管理課長) 大規模な工事は、現在のところ予定はございません。今計画的に行っているものは、備蓄センターへの定期的な備蓄物資の購入というものを数千万ずつ考えております。

以上でございます。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、国保年金課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(国保年金課長) 午前中の川崎委員の質疑の中で、歳入の58ページ、後期高齢者健康教室・健康相談等補助金につきまして補足説明をいたしましたが、訂正をさせていただきたくお願いいたします。

こちらの事業につきましては、令和3年度から実施しておりますが、令和3年度におきましては当初予算のほうの計上が間に合いませんでしたので、決算対応させていただきまして、その際は「後期高齢者健康教育・健康相談等補助金」としておりました。しかし、令和4年度当初予算編成において、こちらは健康教室のほうがいいのではないかとというところで「健康教室」というふうに科目名称を令和4年度から変更し、今回の決算まで「健康教室」ということで執行しております。ただ、令和5年度の当初予算編成において、補助金の名称と合わせたほうが分かりやすいということで、改めて「健康教育」というふうになってございます。科目名称が年度ごとに変わっておりますが、実施している内容は同じでございます。変更した経緯は以上でございますので、訂正のほうをお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(藤村) それでは、先ほどの関連質問をさせていただきます。

ページが99ページ、自治会活動支援事業についてですが、ご答弁によりますと高齢化により最近自治会組織が減っているという、そういうご答弁をいただきましたが、その組織の数、そしてそこに入っている会員数の推移を直近3年ぐらいの推移が分かれば教えてください。

(自治振興課長) それでは、お答えします。

直近3年間の自治会の数は、先ほど申したとおり、直近が233、その前が234、235と少しずつ減少しております。会員数なのですから、会員数というより世帯数のほうで把握しているのです、それでお答えさせていただきます。令和3年度のほうは3万8,310世帯です。令和4年度のほうは3万8,070世帯、直近でいきますと3万7,979世帯となっております、順繰りやはり自治会の数と同様に並行して、比例して減っていることも事実です。

以上です。

(藤村) 自治会組織が233、234と毎年のように1つずつ減っているのですけれども、その理由としては若い方などの後継者がいないのか、または積極的に自治会に参加して活動しようとする人がいないのか、またその他に理由があるのか、その辺もしお分かりのようでしたら伺いたいのですけれども。

(自治振興課長) 先ほど高齢化ということで主な理由を述べさせていただきましたけれども、様々な要因があると考えられます。ただ、受け身で自治会のほう減っているということだけではと、うちのほうも工夫を凝らしまして、昨年アンケート等を取りまして、どういうところが自治会のほうでニーズとして思っているのかとか、そういうのをまとめてお取りまして、近日中に自治会の事例集というのをお出しして、こういう自治会でこういうことやっていますよとか、そういう意味で自治会のほうでより入りやすく、また悩んでいるところをこうやってやると解決するのだとか、そういうようなマニュアルというか、そういうのを作っていかうと考えております。

以上です。

(後藤) 昨日の古山委員さんのコンビニ交付事業について関連質問をさせていただきます。

システムの契約期間の満了に伴って新しくシステムを入れられたということで、初期費用に関しては昨日ご説明をいただいたと思うのですけれども、2点、オンプレ型のシステムから今回クラウド型のシステムに変

えられた理由と、あとこの後、初期費用ではなくてランニングでどのぐらいの費用がかかるのか、この2点を伺います。

(市民課長) まず、クラウドを選定した理由ということなのですが、まず調達経緯を簡単に説明しますと、まず令和3年度に調達をかけています。そのときに8者指名しまして、7者辞退をしてしまったのです。残り1者ということで、その1者がクラウドの提案ということでした。そのクラウドを提案した理由ということなのですが、今現状こういう情報システム関係で、ほかのシステムもそうなのですが、もうクラウドに移行する、クラウド前提でのシステム構築というのを考えておりました。当時も事業者のほうからもそういう情報化の流れの中でクラウドという、国の方針とかもありましたので、それを前提に提案を受けたということです。クラウドのメリットですが、データセンターということで安全性が高いということと、あと24時間365日の監視しておりますので、セキュリティーも高いと。あと、共同で利用することになりますので、プログラムのソフトウェアの管理とか保守性、そこら辺もかなり高いと。あと、職員のこういうシステムの管理、これもかなり負担がかかっておりますので、そこら辺の負担軽減ということから、結果的にクラウドということで選択をしております。

後半の部分のランニングコストということなのですが、5年間の総費用、構築費用も含めた総費用なのですが、まず内訳としましては、システムの構築費用が約950万ぐらいです。ほかの住民記録との連携の、その仕組みの構築費用が約170万円です。あと、クラウドの利用料、これが約2,200万。あと、機器のリース料が約400万で、合計しますと5年間で消費税込み3,725万1,500円になります。

以上です。

(後藤) あと、もう一点だけ確認で、これって例えば5年間でもうこの費用ってきっちり決められているものなのか、例えば交付の申請数が増えるとさらに費用が増えるのか、端末数が増えるとさらに費用が増えるのか、そういったところ、詳しいことお分かりでしたらお願いいたします。

(市民課長) コンビニの交付件数には関係なく、この金額で5年間費用がかかるということです。

以上です。

(川崎) では、関連質問をさせていただきます。

268ページの道の駅整備事業についてであります。この中で直売農産物生産拡大に対する整備支援補助金ということで237万1,000円とあります。この事業実績がどうだったのか伺います。

(道の駅整備プロジェクト課長) お答えいたします。

令和4年度の実施状況となりますが、募集のほうを2回行っております。前期と後期に分けて行っております。前期のほうは募集期間のほうは5月13日から5月27日、後期のほうは10月7日から10月21日の2回に分けて行っております。申請件数になりますが、前期のほうは6件、後期のほうは2件、計8件となっております。補助金の交付額につきましては、前期のほうは177万1,000円、後期のほうは60万円、合計いたしまして237万1,000円となっております。

以上です。

(川崎) これは、当然道の駅の目玉にもなります鴻巣らしい農産物を直売するというので、より多くの方に参加できるようにするべきものがありますけれども、なかなかこの周知のほうは、以前私も一般質問でも質問いたしましたけれども、周知のほうが行き渡っているのかなという懸念を感じております。何とか道の駅で自分たちも農産物売りたいと、そういうふうな声も聞いているわけでありましてけれども、その周知と、あとその皆さんのニーズに答えられているのかどうか伺います。

(道の駅整備プロジェクト課長) お答えいたします。

募集の周知につきましては、一応「広報かがやき」や市のホームページ、あとはSNS等に掲載するほか、市の施設のほうにポスター等を貼るなど周知を行っております。また、農協とか市内の主要店、そちらについても周知のほうをお願いしているところでございます。それでもなかなか皆さんのほうに周知というのが行き渡らないという状況ではあるのですが、これからもより多くの方にこういういい補助金があるということ

を知っていただくために、どのようなことが周知につながるかということを検討していきたいと思っております。

以上です。

(川崎) 関連しますけれども、にぎわい交流館にこのすでもその野菜を売っているわけでありまして、地元の農家の方たちが売っているなというふうにも見ておりまして、手に取っていく方々も多いのですけれども、そこに出している方たちもやはりこの直売農産物生産拡大体制整備支援補助金を活用してやっている方たちがそういうふうなところで売出しができるってなると、より販売する意欲というのも高まりますし、またひいては道の駅でも何とかという、その事業拡大にもつながるのかなと思っております、一つそのにこのすで売っているということも大きなこのPRにもなるのではないかなとは思っているのですけれども、この辺の方たちが支援補助金を受けたはいいのだけれども、受けたその後、その後どこまでフォローできるかといいますか、どこまで意欲を持って、ひいては道の駅においてその農産物を、いろんな種類の、しかも多種類のということを考えていたと思います。少量であっても多種類でということが多分目標にしていたのかなと思うのですけれども、その辺の目的に合致しているのかどうか。そしてまた、その販売意欲を高めるための補助金になっているのか、その補助金の後のフォロー体制というのがどのようなになっているのかについて伺います。

(道の駅整備プロジェクト課長) では、お答えいたします。

補助金を受けている方で、実際にこのすのほうに農産物等を出荷している方が数名いらっしゃいます。ほかにも、市としましても民間のほうにあっせんするというのはなかなか難しいので、市内では花久の里とかでも野菜を売っていますので、その辺とちょっと連携を図りながら販売のほうを拡大できればと思っております。

以上です。

(川崎) 今この道の駅整備事業に関しましては、当然指定管理……指定管理までいかないのだっけ。契約をして、今様々具体的に話を進めているところだと思うのですけれども、その中で全部任せきりにはできない

というか、鴻巣市としてのここは譲れないよというところがあるかと思うのです。その一つが、いかに鴻巣らしい野菜、地元食材を販売できるかということが私はすごく鍵になっているかと思います。この辺の話合いの状況、きちっと伝わっているのかどうか、ここについてはどのように考えているのか伺います。

（道の駅整備プロジェクト課長）管理運営候補者ということでファーマーズ・フォレストのほうを選ばせていただいたのですが、今年度から市のほうとしても、こういう補助金があって、農業者さんのほうにはこういうアピールをして、こういう使い方をしていきますよということはお話ししておりますので、今後、管理運営候補者と共に、どのような形でこの補助金がうまく農業者さんのほうに知れ渡って、よりよく活用できるかというのを話し合いながら行っていきたいと思っております。以上です。

（川崎）それでは、もう一点であります。274ページの商店街にぎわい促進事業について伺いをいたします。

こちらのほうではワークショップやアンケートを行っているということでございましたけれども、そこは当然私も承知しているわけですが、この事業がどのように反映されていくのか、またあるいはいるのかについて伺います。

（商工観光課長）今現在も当然ワークショップやっておりますし、直近でいうと、あしたですか、あした実際にやる予定でおります。その中で、実際に今地元でやっぱりひとつイベントをやって盛り上げていこうと。それも今のところ、昨年も今年度も行いましたけれども、おおとり公園のほうで実際にイベント等を行っております。今年度につきましては、もう一度、12月の3日の日曜日に同じくそらはなマルシェということで、鴻巣おおとり公園のほうで実施する予定でおります。前回の話合いの中で、サテライト会場みたいな形で、メイン会場はおおとり公園、それ以外にサテライト会場で幾つかやっっていこうというような実際案が出ていたのですが、なかなかその実際の開催する土地、広い土地がある程度必要なのですが、そちらの方からなかなか了解が出なくて、

そちらのほうはできなかつたのですが、今年度やった中では1件、個人商店の方が自分の店先を同じようなサテライト会場みたいな形で、ちょっとしたイベントというのでしょうか、そういうのを開催するような形を取っていただいたところが1点ございました。おおとり公園のほうには出店できないのだけれども、自分の店のほうでそういうことは、だからできますよということでやっていただいたお店があります。今後そういうようなお店が幾つか出てきて、そういう横の広がりが出てくると、ますますまちの活性化、にぎわいがもう一度戻ってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

（川崎）このイベントを開催するという事で、そのような声が多かったということもあるのでしょうか、そのイベントということはある意味考えられることなのですが、それが一番最良といたしますか、にぎわいを取り戻すためにですね、そのほか、これだけたくさん、何度も何度もワークショップもやっている中で、ほかにもっと有効な策というのがこのイベントのほかに何かあったのかどうか伺います。

（商工観光課長）その話合いの中では、やはり空き店舗の話なんかはちょっと出たりしました。その中で、何人か自分たちで出資して、空き店舗で何か何人かで、シェアキッチンとか、いろんなことをやっているところがあると思うのですが、そういったものができないかというような意見なんかは出たりしております。それ以外に、今年度、商店街のほうで、ものづくり大学さんが作った椅子、木の椅子ですね、あれを今5か所だったと思うのですが、たしか、商店の自分の店先に置くことによって、そこに休みどころみたいな形でそこで休んでいただいて、鴻巣のお店の滞留というのでしょうか、そういうのも含めて何とかやっていけないかなというお話が出たところで、ものづくり大学さんから幾つか椅子の提供をいただいて、置いている店舗がございます。こういった広がりもまた出てくるようであればよろしいのかなというところと、先ほど成果とか効果というのが、こういう話合いを持つことによって何人かやっぱり、自分で何とかしたいという方、意欲がある方がやっぱり何

人か本当にいらっしゃるのだなというのが我々としても本当に実感として感じられたところが一番の効果、評価されるところかなとも思っております。

以上です。

（川崎）最後の質問になります。

そうしますと、今いろいろ具体的な答弁がありましたけれども、その中で市として積極的に活用できるのではないかと思ったのが空き店舗の活用の推進事業です。そういう話が出たというところで、こちらの市の状況、また支援の体制とかもお話ししながら具現化できるのではないかと私は考えたわけなのですけれども、現実になんのか、実現できるのではないかと私は考えますが、そこについてはどのように考えますか。

（商工観光課長）空き店舗については、いろんなアプローチが実際あると思うのですが、市としても今現在の空き店舗の要綱等もさらに見直すことで、さらに使い勝手のよいような形を取ればというのがまず市として考えているところでございます。その一方で、先ほどワークショップで空き店舗を自分たちで活用というような話が出たのですが、なかなか、とはいいましてやっぱり費用等がかかってくるところでございますので、その中で、では市としてどのような支援とか、その辺のものができるかというのはまた次の段階の話とは思っております。

もう一つとしましては、先ほどの要綱の見直し等につきましては、今現在商工振興の基本方針を作成しておりますので、その中の懇話会の中でやはり空き店舗の話題がいろいろ出ておりますので、そういった内容等を踏まえて、次年度以降、空き店舗解消に向けて市としても支援等を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時22分)



(開議 午後1時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第75号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 1点お伺いいたします。

出産育児一時金臨時補助金21万5,000円ということでありますけれども、この内容について伺います。

(国保年金課長) こちらにつきましては、国のほうから今年度42万の出産育児一時金を50万に引き上げたと、8万円の引上げにつきまして国のほうから補助金を出すというところがございます。計上の仕方につきましては、昨年度の実績の43件掛ける5,000円の単価というところで、まずは当初申請として予算計上しなさいという指示に基づきましてこちらを

予算計上させていただくものでございます。

以上です。

(後藤) 決算と直接関係する部分ではないかもしれないのですけれども
… …

(補正、補正の声あり)

(後藤) すみません。補正予算と直接関係があるかちょっと怪しいのですけれども、出産育児一時金の増額に関して、今日ヤフーニュースのトップページにも出ていたのですけれども、医療機関で便乗して値上げ、半数近い医療機関が出産費用値上げをしているというところもありまして、市としてやっぱりきちんと国から来たお金を暮らしている方々にちゃんと渡すというのは大事だと思うので、医療機関に対しての値上げとかそういったところをどのようにこれから、対策ではないのですけれども、捉えられているのか伺えればと思います。

(国保年金課長) 委員のご指摘の懸念につきましては、今回50万に上げるときも議論になりまして、国のほうも全国的に、これ県レベルなのですけれども、調査をいたしまして、その結果50万円という数字を法定というか、目安として上げましょうという形で示されたものになります。当然値上がりするからということで病院さんのほうも上げる可能性はなくはないのですけれども、そのことに対して市のほう、保険者のほうとして指導する権限は正直持ち合わせていない状況です。また、実際にかかる費用、また産科、出産のときにかかる費用で、アメニティーの部分というのでしょうか、プラスアルファの部分については、各産科の医療さんごとにどのようなサービスを提供して、どのような出産される方、妊婦さんのほうを確保するのかというのは、またそこは民間事業者の競争という部分もあると思いますので、その辺のところについては、現状、法定といいますか、国が定めた保険者としての一律50万というところで給付するというところを考えているところであります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 今ご説明をいただきましたけれども、私も様々な資料等を見ながら質問を考えていたわけなのですけれども、全体の令和4年度の会計についての認識、どうだったのかということについて伺います。そして、続けてまたその要因、それぞれの要因についても伺い、今後の課題ということで、まずちょっと大きく聞かせていただきたいと思います。

(国保年金課長) まず、全体の認識というところでございますが、財政運営としては非常に厳しい状況であろうというふうに思っております。1つは、基金の取崩しをしての財政運営であるというところでございます。A4の先ほどの資料で基金の表がございました。資料2の1の裏面になります。基金の状況、表3というところでございますが、令和4年

決算のところの前年度比のところでは三角で1億5,100万を超える数字、1億5,000万円を取り崩しての上の決算というところになりますので、基金を取り崩した上での財政運営というところで非常に厳しい状況であるという危機感を持っております。また、一方、埼玉県との共同運営ということで、広域化による埼玉県運営方針を見据えた保険運営、国保運営というのをしていかなければならないというのが2つ目の状況であるというふうに思っております。このことにより、保険税の準統一というのが、令和9年度を目途に準統一をしましょうと。同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税が埼玉県内でかかるよというようなところでありまして、こちらを見据えた運営に対して厳しいかじ取りが必要になるという認識でございます。1つ、令和4年度の決算でいいますと、市町村事務処理標準システムというものを県内4市目のスピードで導入したというところも令和4年度の特徴であるというふうに思っております。

2つ目のそれぞれの要因というところでございますが、構造的な問題として被保険者数が減少している。被用者保険、社会保険ですよね、働いている人の保険、パートとかの方の保険がどんどん拡大しているということもありまして、一番の要因は団塊の世代の方が75歳を迎えて後期高齢者に移行するところの数字も見ていきますと、この被保険者数の減少、これは構造的な問題というところ。また、鴻巣国民健康保険における前期高齢者の割合も、被保険者数が減っているにもかかわらず、相変わらず50%を超えると。半分は前期高齢者の方。一方で、1人当たりの医療費は増加しているという、この3つの構造的な問題というところが決算のほうにそれぞれの科目で表れているものだというふうに考えております。

今後の課題というところでございますが、財政運営といたしまして、納付金の支払いにより、この支払いがあれば医療費の支払いについても困らなくて済むということでございますので、この納付金の支払いに必要な保険税の確保、すなわち令和9年度の保険税の準統一に向けた取組。

2つ目として、制度改正としてマイナ保険証への移行、これが今後の課題だと思っております。

3つ目として、やはり医療費の削減、適正化というところは外すことはできないものだと思っています。より効果的な医療費適正化の取組であったり、より効果的な保険事業というものを日々模索しながら、恐れることなく再構築していくということをしていかなければならないなということが課題だと思っています。

以上です。

(川崎) 大変丁寧に説明をいただきまして、その概要が分かりました。ちょっと個別にお聞きしたいところでもありますけれども、国民健康保険税が1世帯あたりは13万7,152円で、1人あたりだと8万8,717円ということかと思ひまして、前年度比より増加はしております。一方、1人当たりの医療費ということで、先ほど説明の中では38万9,758円ということであります。そういうところから、当然保険料についても何とかもうちょっと低くならないのかという声もある一方で、また実際にこれだけの医療費がかかっているという状況もありまして、この38万9,758円かかっていると。一方では、お一人あたり8万8,717円をご負担いただいているという、こういう数字のことに关しましては、これまでの推移ということもあるかと思ひますけれども、今後の見通しも含めてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

(国保年金課長) 今、川崎委員のほうから数字を上げていただきました。本日説明に使わせていただいた資料にある数字でございます。当然1人当たりの医療費38万9,758円、これを保険税で全て賄うというわけではなく、公費であったり、被用者保険のほうからの前期高齢者の交付金であるとかっていったものが入った上で、必要な金額を保険税でお願いするという形になります。今後は埼玉県が財政運営の主体ということで、令和6年度から納付金ベースの統一というスケジュールになりましたので、納付金ベースの統一、簡単に言ってしまうえば医療費にかかる財布が1つになると。今まではちょっと医療費とかも少しずつ、まだ経過措置として市町村ごとの状況というのが少しは反映されてきていたのですけれども、今度は埼玉県としてどんな医療費がかかるのかなといったところの視点が重要になってくるのかなと思っております。しかしながら、

医療費が右肩上がりになっていくというところについては、やはり医療が高度化したり、またコロナについても、コロナの受診控えの反動という意味ではなくて、コロナの感染症が完全になくなったわけではない、ウィズコロナという言葉がありましたけれども、私、ウィズコロナ医療費というふうに思っています、今までのコロナの発生前の医療費の状況プラスコロナにかかる医療費がまだ残ってしまっている。また、コロナにかかった方が医療にかかった場合、例えばエクモを使ったりしますと、またここが高額療養費のトップに出てくるというようなところもありますので、そういった情勢の中で医療費をいかに抑えるのかといったところというのは、まさに医療費適正化のための取組であったり、保険事業といったものについては常に見直しを図り、どのような効果的な事業ができるのかというのを取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

以上です。

(川崎) 今の答弁の中でコロナの話もあったわけですがけれども、歳出の説明の中でも傷病手当金ということで、新型コロナに関するということで計上されております。これを見ても、4年度の決算額というのは140万7,979円ということで、3年度の決算額よりも大幅に増えているわけでありまして。こちらのほうについても何か補足する説明があれば伺いたいと思います。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時00分)

(開議 午後2時15分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(国保年金課長) 傷病手当……ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時16分)

(開議 午後2時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) 失礼しました。

傷病手当金につきまして、令和4年度の件数の実績は39件となっております。令和3年度は7件ということでございます。こちらは、やはりこの制度があるということ及びコロナ感染症の拡大といったところで件数が増えたものと分析しておりますが、現在新型コロナウイルスの感染症につきましてには5類というところで、今年度の5月からそのような分類に変わっておりますので、その日以前に罹患した場合における、この給付の条件に合う方については今後も、給付の請求というのは2年間は時効ということになりますので、その間は請求ができるという形になります。したがって、令和4年度がピークであるというふうに考えております。

(川崎) それでは、資料でいきますと令和4年度各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書というのを見ておりまして、その24ページ、25ページからちょっと拾って質問をしたいと思っております。

まず、前年度と比較して収入率が向上し、収入未済額が大幅に減少しているということで、当然徴収に向けても努力されたのだと思うわけですが、このことについて何か説明があれば伺いたいと思っております。

(国保年金課長) 国保税の徴収ということでのご質問だと思いますが、徴収業務につきましては、収税対策課が国保税以外の税目も併せて滞納されている方に対して丁寧な聞き取りをして、国保税だけを取ったり何かというのではなくて、その方の生活実態、財産等をしっかり調査をして、市税全体で徴収しているということでございます。国保年金課といたしましても、国保税が影響することから、お客様、手続等のときに新しく国保に加入される際には、国民健康保険税の仕組みや税額の金額の見込み、納付の方法等をしっかりとアナウンスする、また国民健康保険を抜ける場合については、精算の方法、金額、タイミング等をしっかりと周知するといったところをしながら、徴収対策のほうに連携して努めているところであります。

以上です。

（川崎）加入者のうち低所得者層の割合が高いという構造上の問題ということもあるかと思えますけれども、この割合について把握していることがあれば伺います。

（国保年金課長）所得階層というところでの分析というか、数値については今手元にございませんですが、国民健康保険の低所得者層につきましては均等割の7割、5割、2割と軽減が入るという制度がございます。そちらの軽減が入る方というのは、全体の半分はかかるというような数字が出ておりますので、国民健康保険の軽減が入る、均等割の軽減が入る世帯というのは半数はいるのだなというふうに思っております。

以上です。

（川崎）それでは、25ページのところなのですけれども、こちらのほうには国民健康保険税の不納欠損の状況というのが載っております。その中で1点聞きたいのですが、この①から⑤までありまして、④には第5項該当ということが載っております。こちらにつきましては、件数が令和3年度は85件だったのが、令和4年度については35件ということで50件マイナスということになっております。こちらの説明を読みますと、④の第5項該当につきましては、徴収金を徴することができないことが明らかであるものという説明があります。具体的にどのようなことなのか説明をお願いします。

（市民生活部長）不納欠損についてご説明させていただきますと、第5項については、こちら即時消滅という形になります。例えば不納欠損した場合、基本的には執行停止はするけれども、時効は成立しないという部分もあるのですけれども、不納欠損をして即時、いわゆる債権放棄をするというところになりますので、こちらについては令和4年度35件という形になりますので、ある程度の今まであった執行停止という部分と即時停止をする部分という割合というのですか、時効と執行停止の関係がありますので、こちらについては基本的には5項については即時停止という形で取り扱っているところですので、ちょっと内容的に分かりづらい部分はあるのですけれども、執行停止というのはその後3年間はいわゆる

る徴収権があると、ただ滞納整理とかなんとかをしないというのが執行停止になります。片や、不納欠損については、もう債権放棄をするという流れがあるので、例えば税金については5年間の徴収権があるのですけれども、執行停止をするとそこから3年というところでいわゆる時効になります。2年間早まるというようなところもありますし、その辺の兼ね合いというところで、今までやってきた部分と即時停止する部分という割合がそれぞれのところで割り振りになっているというように見ていただければよろしいかと思うのですけれども。

以上です。

（藤村）勉強不足で大変申し訳ないのですけれども、歳入のほうで基金繰入金で4億3,200万円、4年度決算額で、歳出のほうで基金積立金が4年度決算額で約2億8,000万あるのですけれども、その差額がいわゆる基金からの毎年の持ち出しということになりますよね。そうすると、毎年のように基金が出ていってしまうということで、だんだんと基金が少なくなってしまうということなのですからけれども、国保年金課さんの事業の中で介護予防との一体的な実施に係る業務委託ですとか、あと高齢者健康教室ですとか健康相談等補助金というのがあるのですけれども、そういうことをうまく使うことによって医療費も抑制できるのかなという感じはあるのですけれども、その辺のことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

（国保年金課長）藤村委員の質問にお答えします。

まず、基金についての認識というものにつきましては私たちも同じ状況であり、金額が毎年目減りしていているという状況でございます。介護との一体的実施等の事業等についても、これは保健事業の一部というところで、医療費を削減するために、または適正化するためにそういった保健事業というところで、例えば高齢者と介護との一体的な実施という、フレイルという今、フレイルですね、フレイルというのは、健康と不健康という言い方はあれなのかな、病院にかかると。その間の未病というのですか、病気になるその手前ぐらいのところに働きかけをして医療にかかるのを減らしていこうというような取組とかあるのですけれど

ども、そういったところのターゲットを絞って医療費を減らしていくと、そういったところの努力をすることによって医療費の削減につながると。また、そういった取組については、国、県等の補助金というか、財政支援というのも見込めますので、その辺のところについては財政的にも有利な取組になるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

（藤村）具体的には、例えば介護予防というのはどういう、具体的な介護予防の方法とかそういうのというの、もし分かりましたら伺いたいですけれども、それとあと健康教室、健康相談というの具体的などういう教室なのか、それもちよっと伺いたいと思うのですけれども。

（国保年金課長）まず、大きく2つに分かれます。1つはハイリスクアプローチ、もう一つはポピュレーションアプローチ。ハイリスクアプローチというのは、ハイリスクという言葉があるとおり、健康診査の特定健診とか人間ドック、主に特定健診の数値を使うのですけれども、そういった結果を見て、数値が高い、レッドゾーンに近いような方について、保健師と栄養士がペアになって直接その方に面談をして、その方の生活習慣等聞き取りをして、そういったところが数値に反映してしまうので、今後食事の仕方はこうしたほうがいいですよ、運動とかこういうのはできますかとかというのを聞き取りをして、場合によっては医療につながるというような働きかけをします。個別訪問というところのハイリスクアプローチ。ポピュレーションアプローチというのは、現在介護予防のほうで行っているのすっこ体操とか、そういったところでグループで活動されている方のところに直接、またこれも保健師、管理栄養士というところでお邪魔して、皆さんにお時間をいただいて、そういったフレイル予防であったりとか、食事の仕方であったりとかというところを講座形式というのでしょうか、そういったところでお話をして啓発をしていくと。その2つの事業が柱になっています。

以上です。

（市民生活部長）先ほどの川崎委員の第5項の説明で即時の時効ということでお話をさせていただいたのですけれども、収税対策課のほうでは、

執行停止をした後に、例えば3年後で時効が来る保険だとか、2年で時効が来る保険、いろいろあるのですけれども、基本的には1年後にもう一回再調査をするのです。財産の回復、資産の回復だとかあった場合については執行停止を取り消すという場合もありますし、もし本当にないという状況であればその時点で債権放棄をするという部分があるので、収税対策課それだけ頑張ってもらっていますので、その数字がこの第5項だとか、破産とかの場合は即時にもうすぐいってしまうのですけれども、そういう部分も含めてになります。過去のずっと滞納処分の結果、だんだんこの第5項については、もともとの調定が少なくなってきましたので、減る傾向にあるということになります。いずれにしろ収税対策課のほうでかなりご協力をいただいていますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

(委員長) 以上の答弁、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第83号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) こちらにつきましても、全体を通しての認識、また今後の課題について伺います。

(国保年金課長) 全体の認識ということでございますが、後期高齢者医療制度の本体は埼玉県後期高齢者医療広域連合であり、県単位で運営しているということでございます。保険者としての主業務であります医療費の支払い等の給付業務については広域連合で行っているということになります。したがって、当特別会計は一構成団体として負担すべき費用を経理するための会計、そういう認識であります。また、保険料を徴収して広域連合へ納めるという役割からすれば、現年度分の収納率99.85%は県内40市で1位であり、しっかりと責務を果たしているものだというふうに考えております。

また、今後の課題ということでございますが、先ほどの国民健康保険のときと同じように、一番は団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行していくということになります。今の時代でございますので、高齢者イコール情報弱者という言い方は当てはまるのかどうかということとは、失礼かもしれませんが、ありますが、しっかりとした制度周知や情報発信といったものをしていく必要があると。このことが高い収納率の維持や医療費適正化につながるものと考えています。あわせて、こちら国民健康保険と同じなのですが、やはり制度改正の影響としてはマイナ保険証の対応、こちらについてもしっかりとした周知、正しい情報のアナウンスといったものは必要だと考えております。

以上です。

(川崎) ただいま答弁がありました収納率の状況につきましては、令和4年度は99.85%で1位であったということであり、令和3年度も令

和2年度も1位ということで、令和元年度が5位ということでありました。こちらについても、1位もあれば、当然そうでない、もっと低い順位のところもあるかと思えますけれども、そこは鴻巣市が何が違うのかということについて伺います。

(国保年金課長) お答えします。

他市がどのようなやり方をしているのかといったところまでは、自分たちが今、たまたまかもしれませんが、幸い成績がいいものですから、比較、検討までしているところではございませんが、後期高齢の保険料につきましては、保険料という区分であるがゆえに国保年金課のほうで徴収業務をしております。しかしながら、収税対策課という部署との連携により、そのノウハウ、具体的には財産調査であったり、差押えの方法であったりとかといったところをしっかりと、その手法については連携、共有しているところがございます。その辺のところが高い収納率につながっているものだというふうに考えております。

以上です。

(藤村) 後期高齢者の方もやっぱり毎年のように医療費が増大していくわけなのですけれども、多分高齢者が増えるに当たって毎年毎年上がっていくのは自然かなと思うのですけれども、ただやっぱりどこかでその上り具合というのかな、上昇率を抑えなくてはいけないのかなと思うのですけれども、そういった対策とか取組というのはどのようになっていますか。

(国保年金課長) 藤村委員の質問にお答えします。

後期高齢者医療における医療費の増大というか、右肩上がりといった傾向についてのご質問だと思いますが、一般会計のほうで質疑があったように、本市としても様々な保健事業といったものを、取組をしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

一方で、75歳になって後期高齢者医療に加入してからの健康づくりではなく、やはりその前から、早い段階から健康づくりの習慣であったり、医療費削減についての知識といったものについては取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。本市の場合ですと、

国保年金課において国民健康保険と後期高齢者医療、2つを国保年金課のほうで所管しておりますが、被用者保険の方も含めて、やはりその場合ですと、鴻巣の場合だと健康づくり課でありますとか、そういった横断的な部署も含めて、少なくとも国保年金課において国民健康保険のほうの健康づくりをしっかりとしていくことによって、後期高齢者になったとしても医療費の上昇というのは落とすことができるのではないかと、いうふうに考えております。

以上です。

(藤村) 国保年金課さん単独でいろんな事業をやったりとかするというのは非常に難しいのかと思うのです。いろんな横の連携が私は必要ではないかと思うのです。例えば福祉課、介護保険課、そういうところとうまく連携もした上でのやっぱり今後抑制していかななくてはいけないようなことを考えていかななくてはいけないと思うのですけれども、その横の連携というのは今後どのようにお考えでしょうか。

(国保年金課長) 委員のご質問のとおり、横の連携というのは重要でございまして、先ほどの前段にご質問があった高齢者と介護予防との一体的事業の実施に当たりまして、介護保険課、健康づくり課、昨年度までスポーツ課のほうに健康づくり推進担当がありまして、今年度から機構改革があって健康づくり課のほうに移っているのですけれども、そういった部署と協議をする場を設立しております。定期的に意見交換をして、例えば国保での医療情報であったり、健診情報を基に、先ほどの介護保険課でやっているのすっこ体操のほうに連携したりとか、そういったところでの連携をできるような仕組みを構築しておりますので、そういったことをますます活用して施策に反映していきたいと考えております。以上です。

(藤村) 分かる範囲で結構なのですけれども、それをやった効果というのはどのように見えていますでしょうか。

(国保年金課長) 実際の医療費がどのように落ちたかというところも含めて、今お示しできる数字はないのですが、今年度、来年度をスタートにした6年間のデータヘルス計画といった計画を今策定しております。

そういった計画を策定する分析の中で、過去に行った、これまでに行った保健事業の効果だとかというのが少しは見えてくればいいなというふうに思っているところであります。

しかしながら、一方では、本市の事業をするに当たっては、市で雇用しているというか、私どもの職員であります保健師や管理栄養士といったところもメンバーに入っておりますので、その保健衛生部門に携わる職員という者が、そこは人事異動も含めて多く入っているということで、いろいろな事業で連携すると。例えば具体例を1つ申し上げますと、医療費の削減等、数字ではないのですけれども、今年度健康づくり課が行う健康まつり等に私たちのほうが、国保年金課のほうで今つながりがあります日本薬科大学の学生さんとコラボして一緒に参加するとかといったような取組という意味で、横の連携というのが、縦割り行政ではなく、風通しはよくなってきているのかなというふうに思っておりますので、それが医療費の削減もしくは介護給付費の削減といった目に見える数字で示せるように今後頑張っていきたいと思えます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、市民環境常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。市民環境常任委員会の視察研修について、日程は令和5年10月24日火曜日から26日木曜日の3日間、視察先、視察項目については、福井県越前市、コウノトリが舞う里づくり事業について、福井県大野市、道の駅「越前おおの 荒島の郷」について、福井県福井市、ご遺族サポートコーナーについてとし、実施したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、市民環境常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、議事録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時49分)